

東大阪市立新博物館
整備基本計画
(資料編)

令和6年11月

東大阪市

目 次

東大阪市LINEアンケートの実施結果	1
東大阪市内教職員向けアンケートの実施結果	14
パブリックコメントの実施結果	22
市民説明会の開催	22
東大阪市立新博物館整備基本計画審議会における審議状況	23
関連法令	37

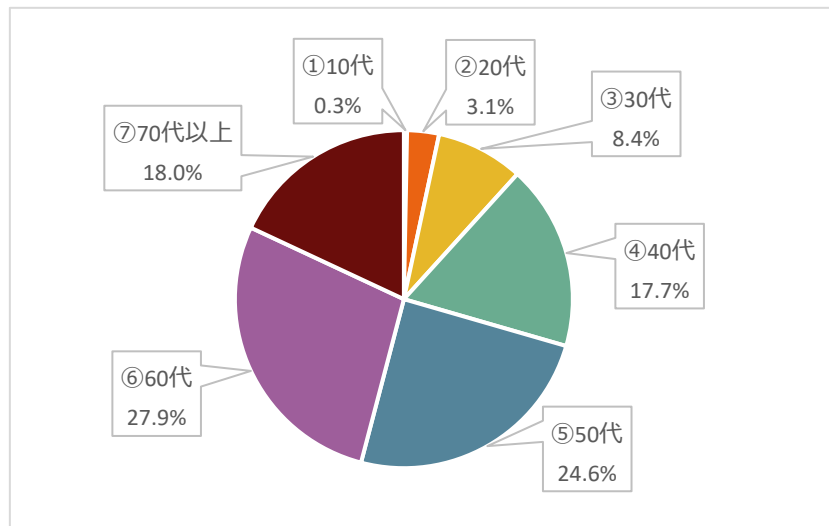
東大阪市 LINE アンケートの実施結果

令和 6 年 4 月 23 日から 4 月 30 日までに東大阪市 LINE 公式アカウントを活用して「東大阪市の新博物館に関するアンケート」を実施しました。

目的 新博物館整備に対する市民の皆さまのご意見を把握するため。

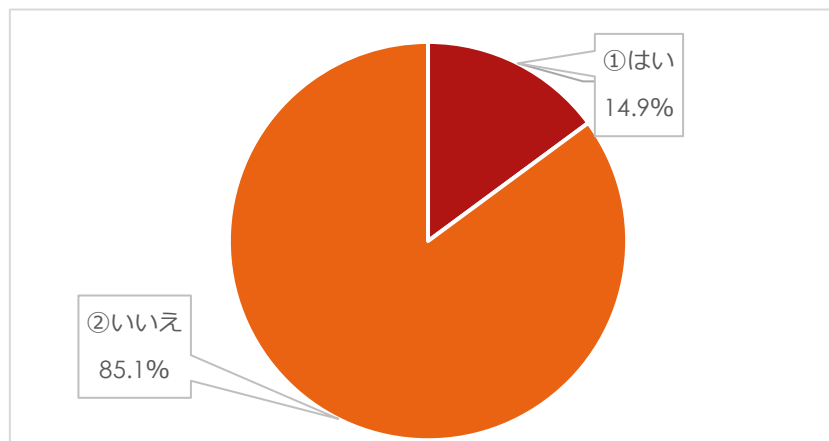
対象者	有効回答数
東大阪市 LINE 公式アカウントの友だち	1,995 人

問 1 年齢



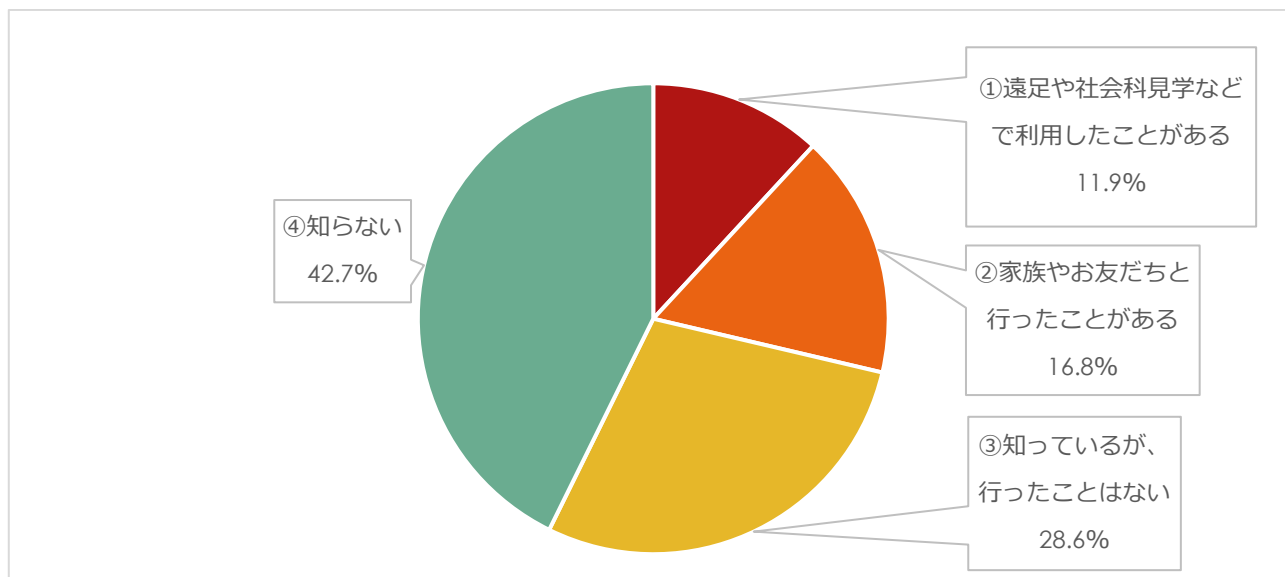
さまざまな年齢の方にお答えいただくことができました。

問 2 あなたに未就学児・小学生のお子様はいらっしゃいますか？

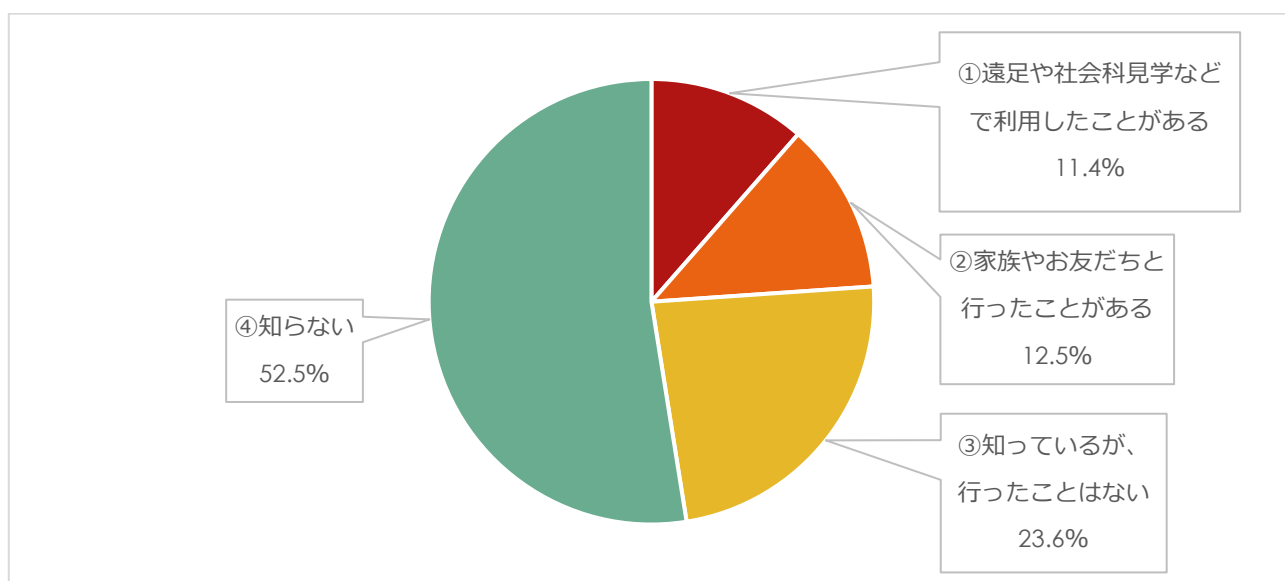


回答いただいた方のうち、未就学児・小学生の子どもがいる方の割合が 14.9%でした。

問3 あなたは東大阪市立郷土博物館（上四条町）を知っていますか？



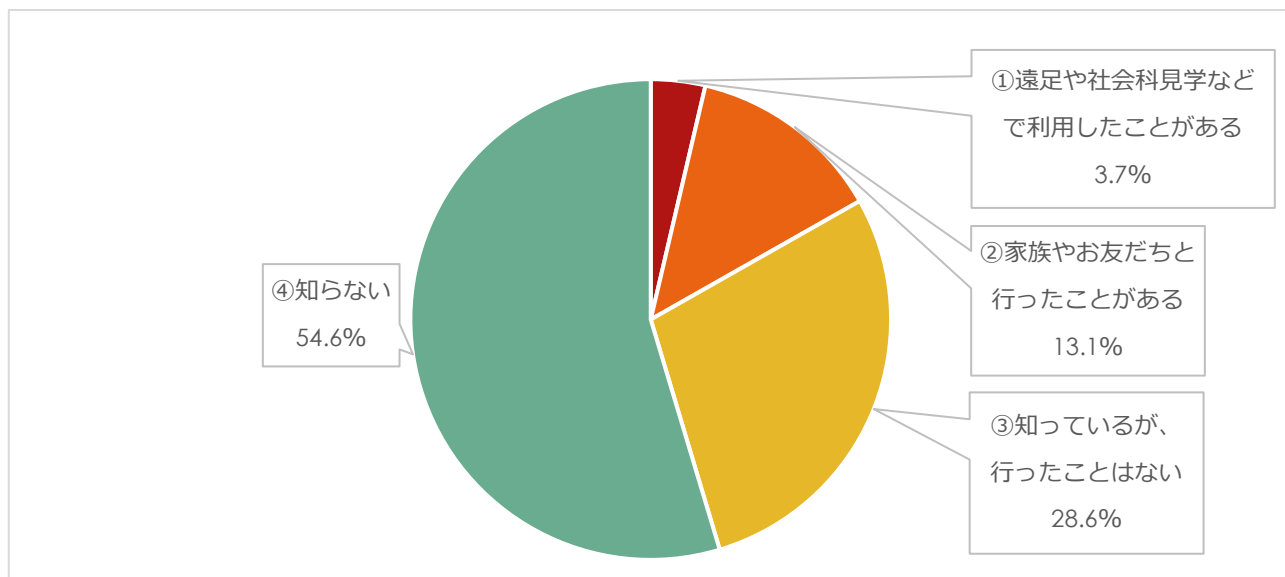
【未就学児・小学生の子どもがいる方の回答】



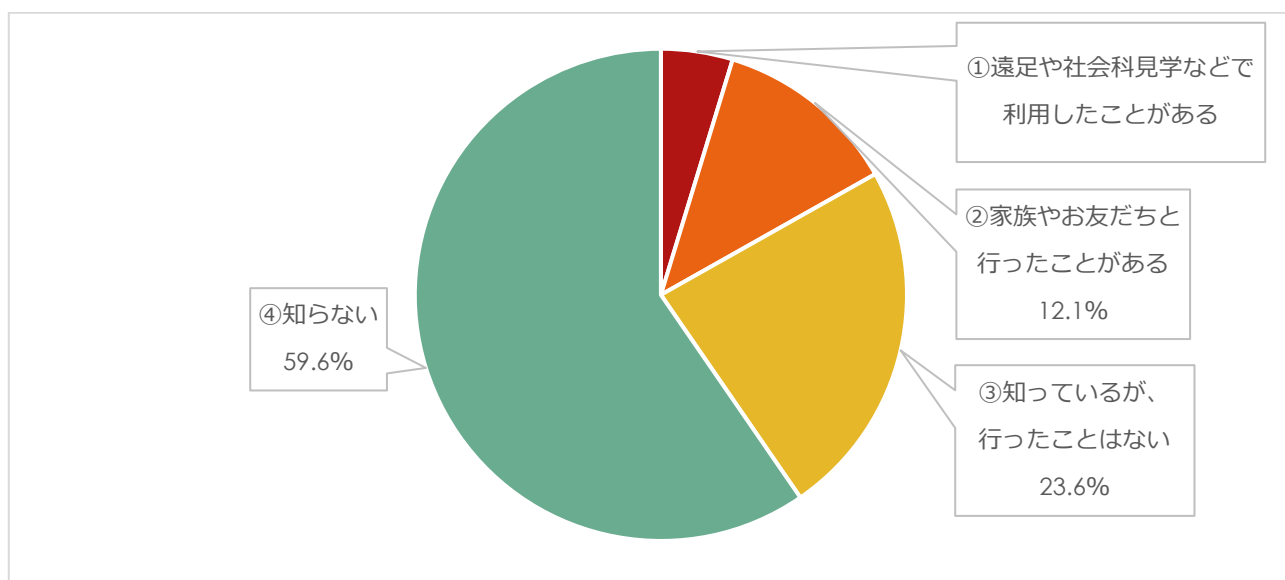
既存施設である東大阪市立郷土博物館の認知度について、「④知らない」と答えた方が、42.7%に対して、「③知っているが、行ったことはない」と答えた方が28.6%、「①遠足や社会科見学などで利用したことがある」「②家族やお友だちと行ったことがある」を合計した割合は28.7%でした。

また、未就学児・小学生の子どもがいる方の回答では、「④知らない」が半数を超える結果となり、東大阪市立郷土博物館について、市民の皆様の認知度が決して高い状況に無かったことがわかりました。

問4 あなたは東大阪市立埋蔵文化財センター（南四条町）を知っていますか？



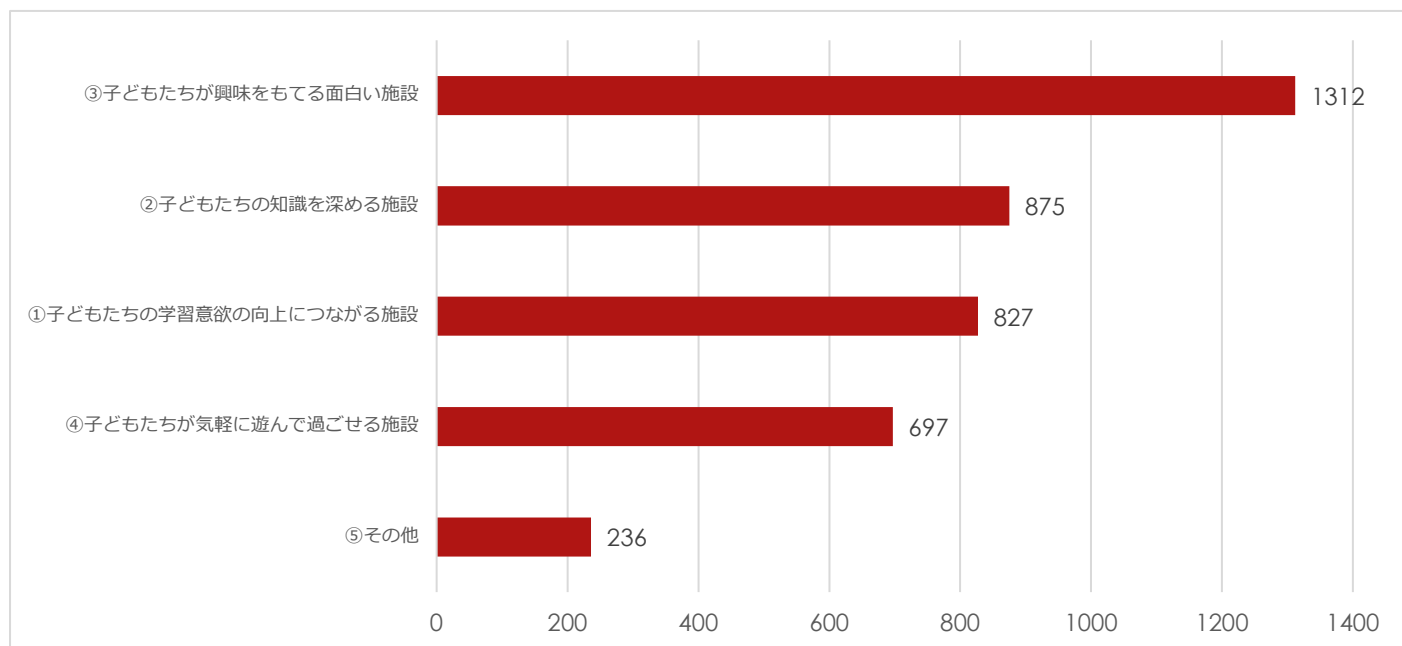
【未就学児・小学生の子どもがいる方の回答】



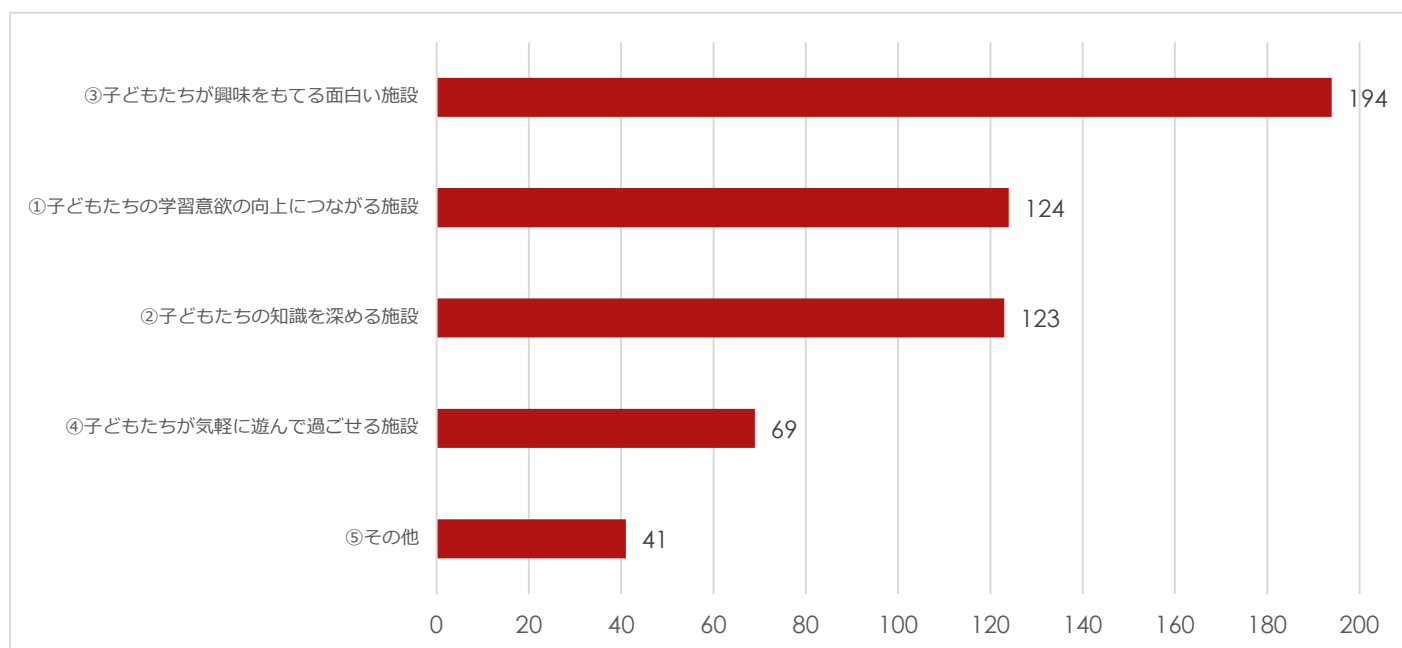
既存施設である東大阪市立埋蔵文化財センターの認知度について、「④知らない」と答えた方が、54.6%に対して、「③知っているが、行ったことはない」と答えた方が28.6%、「①遠足や社会科見学などで利用したことがある」「②家族やお友だちと行ったことがある」を合計した割合は16.8%でした。郷土博物館と比べ、認知度・来訪機会ともに少ないことが分かりました。

また、未就学児・小学生の子どもがいる方の回答では、「④知らない」と答えた割合がさらに多く59.6%となり、東大阪市立埋蔵文化財センターについても、市民の皆様の認知度が決して高い状況に無かったことがわかりました。

問 5・6 新しい博物館に期待する役割を教えてください。（複数回答可）



【未就学児・小学生の子どもがいる方の回答】

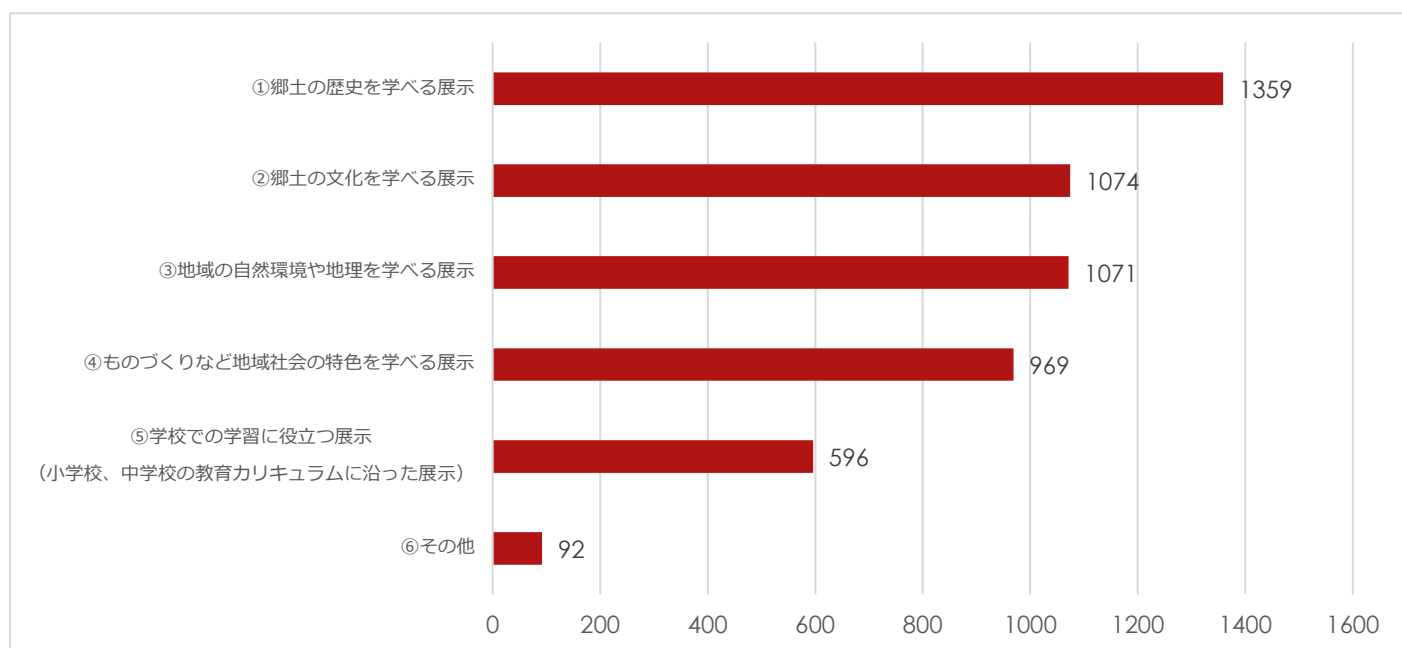


新しい博物館に期待する役割をお聞きしたところ、「③子どもたちが興味をもてる面白い施設」と回答した方が1,312人と最も多く、つづいて「②子どもたちの知識を深める施設」が875人、「①子どもたちの学習意欲の向上につながる施設」が827人となりました。

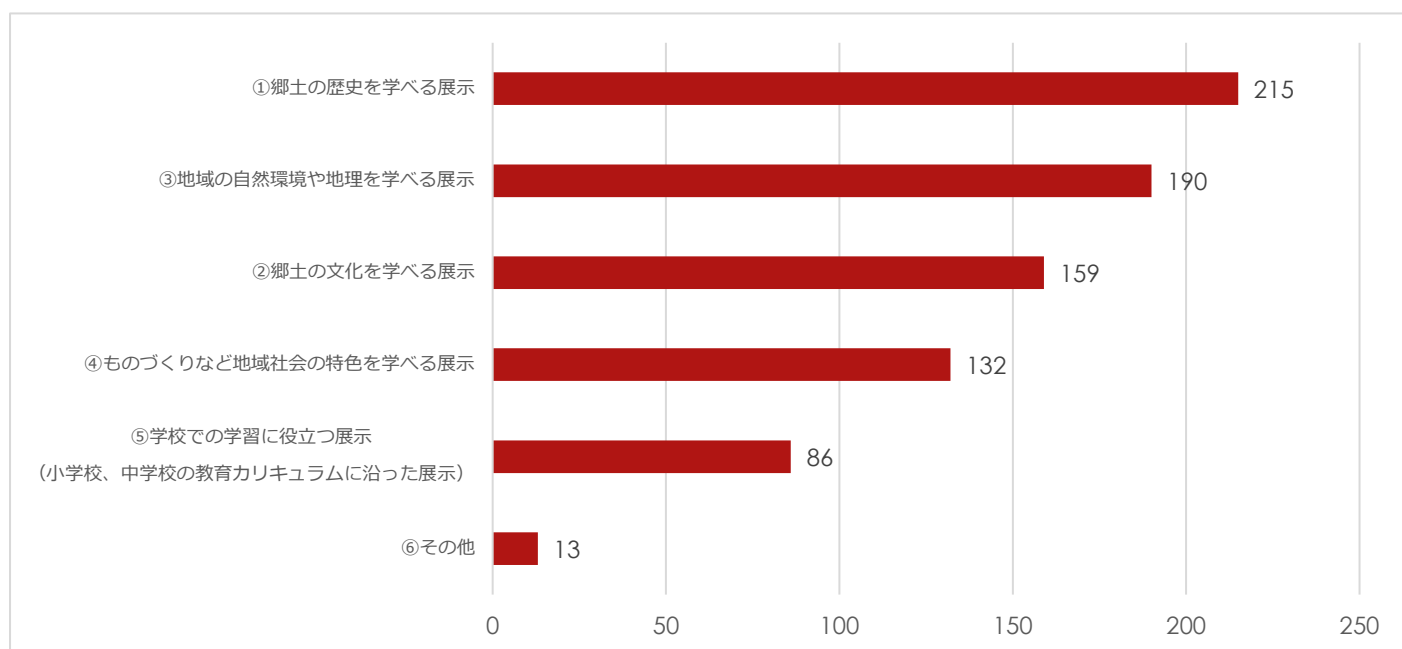
また、未就学児・小学生の子どもがいる方の回答でもほぼ同様の傾向となりました。

また、「その他」のご意見として、「大人シニアから子どもまで幅広い年代を対象に気軽に学べる・楽しめる施設」というご意見を多くいただいたほか、「東大阪一帯がテーマとなる施設」「障害がある方にも配慮した展示解説や設備を持つ施設」「地域活性化、防災など幅広いテーマにかかわるイベントの開催」などの意見を複数いただきました。

問7・8 新しい博物館で充実してほしい展示はどのようなものですか？（複数回答可）



【未就学児・小学生の子どもがいる方の回答】

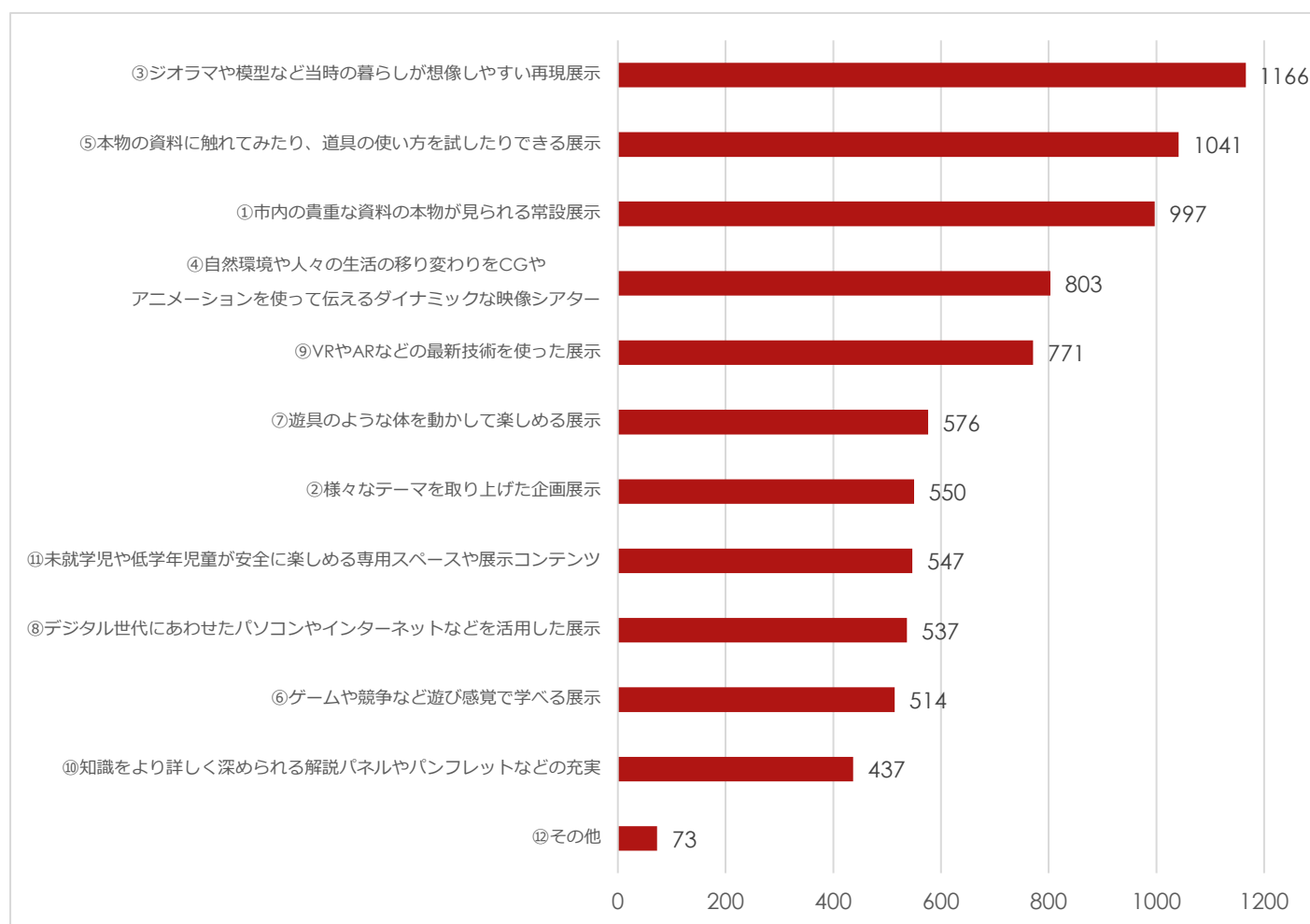


新しい博物館で充実してほしい展示をお聞きしたところ、「①郷土の歴史を学べる展示」と回答した方が1,359人と最も多く、つづいて「②郷土の文化を学べる展示」が1,074人、「③地域の自然環境や地理を学べる展示」が1,071人となりました。

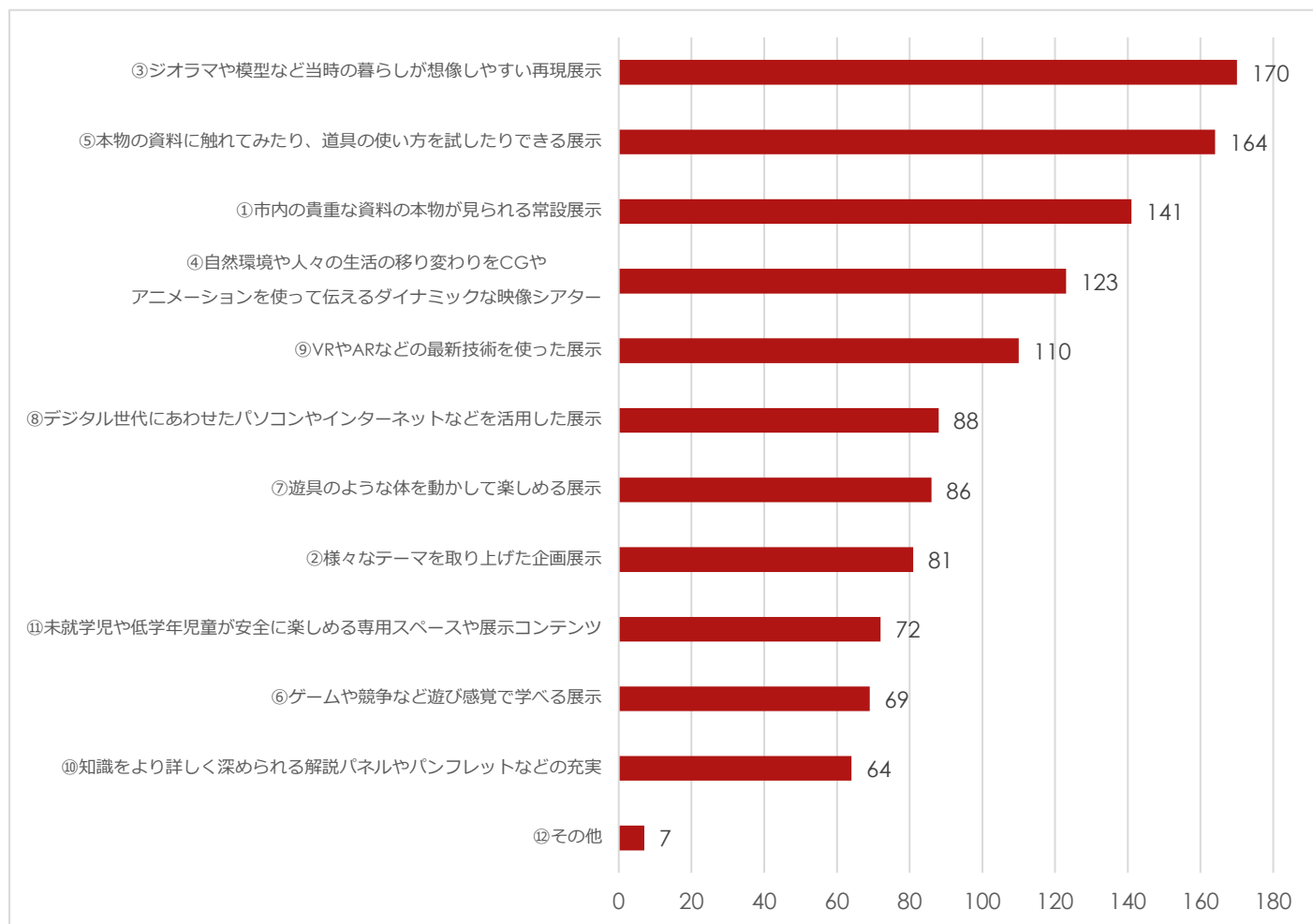
また、未就学児・小学生の子どもがいる方の回答でもほぼ同様の傾向となりました。

また、「その他」のご意見として、「東大阪の地域のなりたちや暮らし・産業の変化がわかる展示」「体験型の事業（土器・勾玉づくりやレプリカ・実物大再現の活用など）」というご意見を多くいただいたほか、「地域の商店や企業とのコラボ企画」「リモートで学べるカリキュラム」「歴史文化に限らないテーマの展示（動物・昆虫の展示や美術展示など）」という意見を複数いただきました。

問 9・10 新しい博物館にあると魅力的だと思う展示はありますか？（複数回答可）



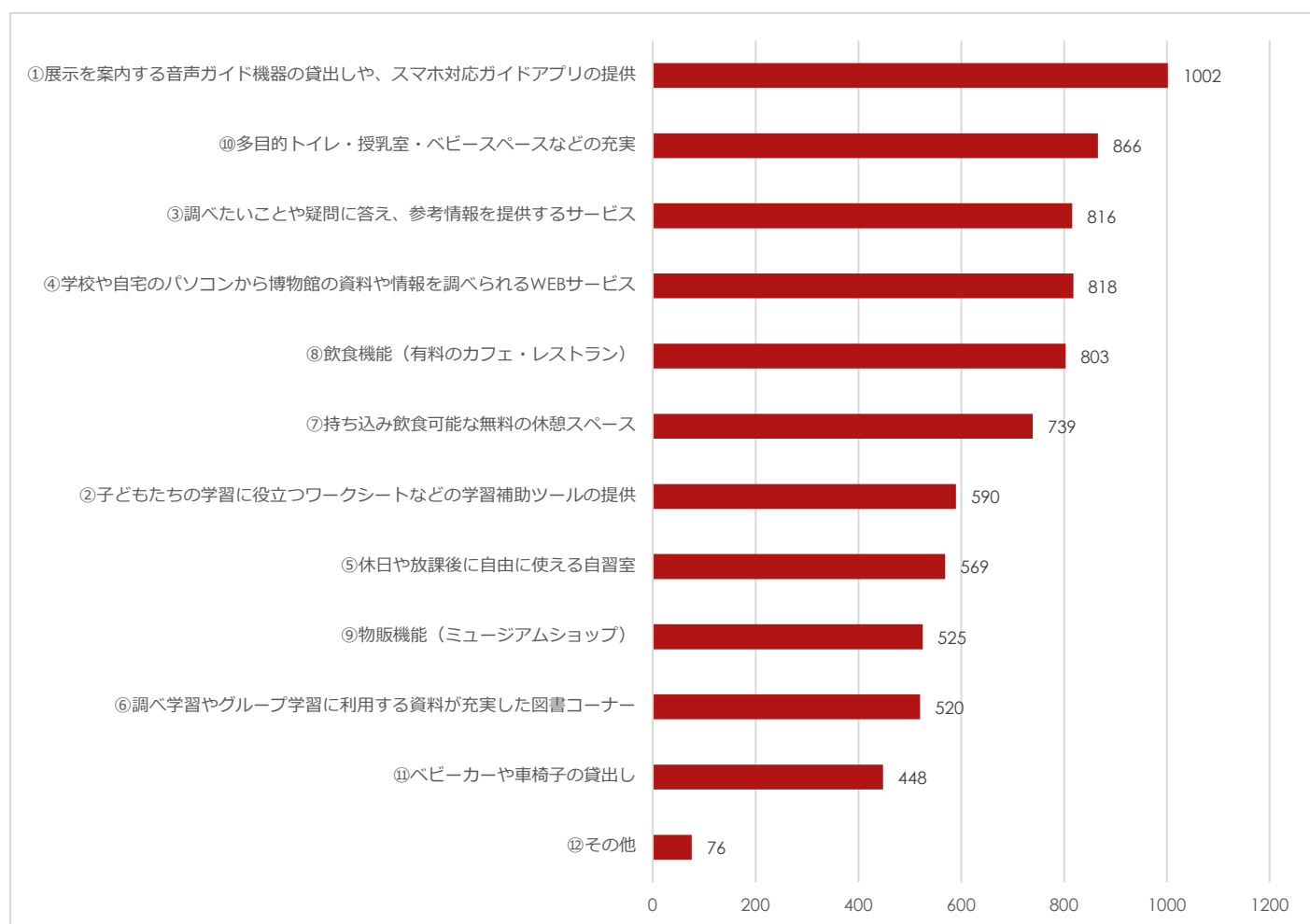
【未就学児・小学生の子どもがいる方の回答】



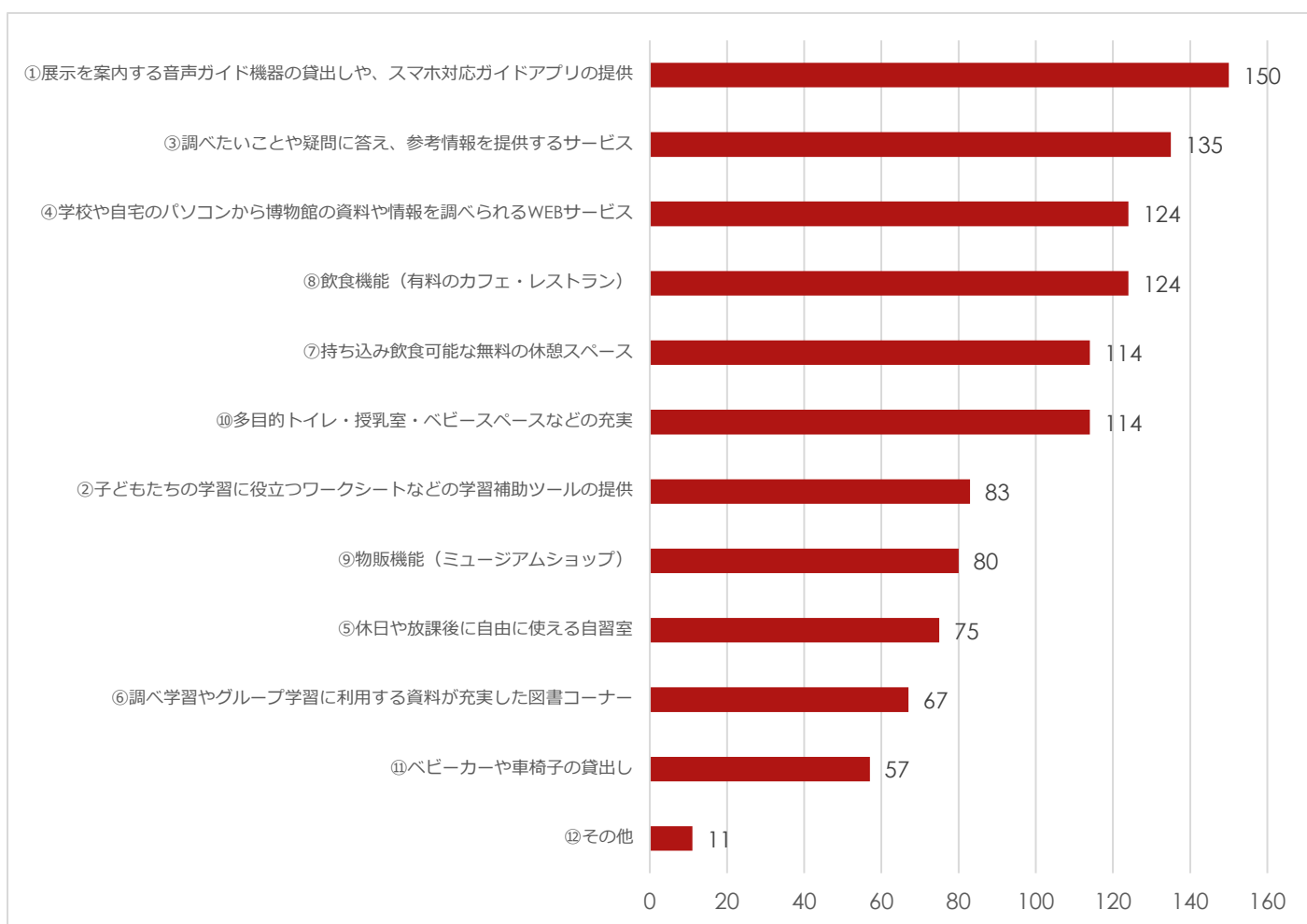
新しい博物館にあると魅力的だと思う展示をお聞きしたところ、「③ジオラマや模型など当時の暮らしが想像しやすい展示」と回答した方が1,166人と最も多く、つづいて「⑤本物の資料に触れてみたり、道具の使い方を試したりできる展示」が1,041人、「①市内の貴重な資料の本物が見られる展示」が997人となり、ジオラマを使った展示への期待と、本物を見たり触れられる展示への期待が、未就学児・小学生の子どもがいる方の回答においても多く聞かれました。

また、「その他」のご意見として、「市内外の人もわかりやすい地域の地理や歴史探訪を助けるような展示」「固定的でなく、新しい企画や世の中の流れに合わせた展示」「研究書籍の蔵書が閲覧できる機能」「お弁当を食べたり体験活動ができる屋外広場」などのご意見を複数いただきました。

問 11・12 新しい博物館に備えてほしい機能やサービスはありますか？（複数回答可）



【未就学児・小学生の子どもがいる方の回答】

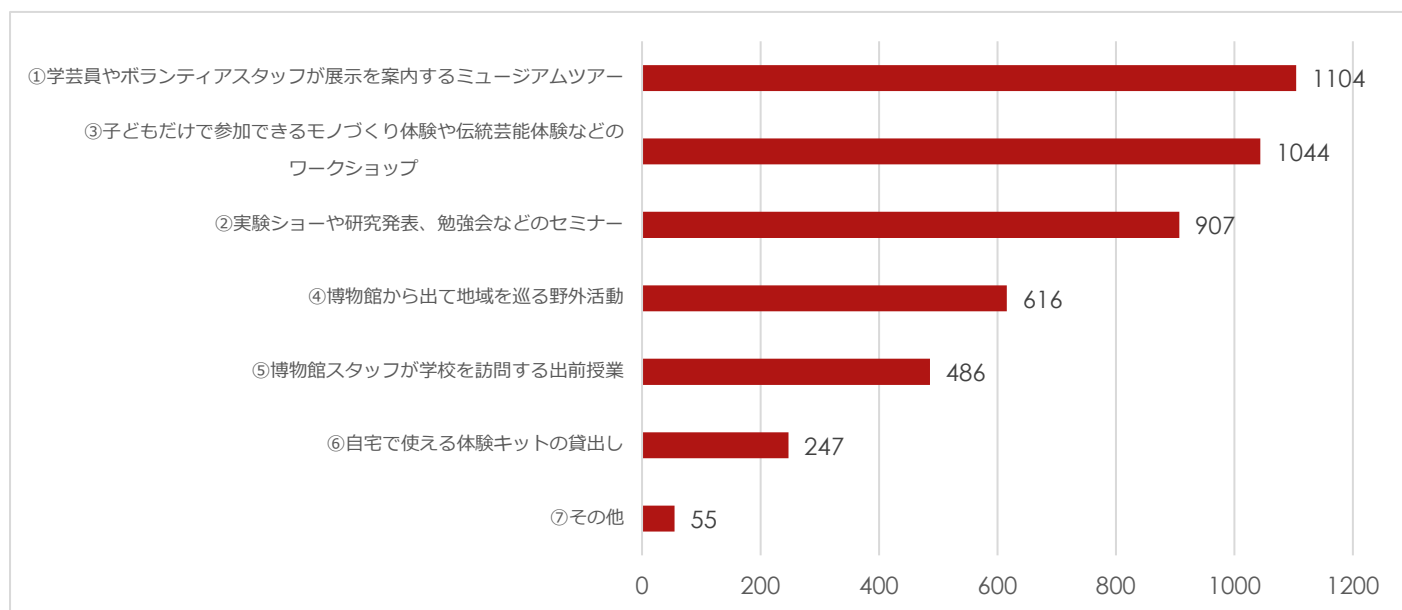


新しい博物館に備えてほしい機能やサービスをお聞きしたところ、「①展示を案内する音声ガイド機器の貸出しや、スマホ対応ガイドアプリの提供」と回答した方が1,002人と最も多く、つづいて「⑩多目的トイレ・授乳室・ベビースペースなどの充実」が866人、「④学校や自宅のパソコンから博物館の資料や情報を調べられるWEBサービス」が818人となりました。

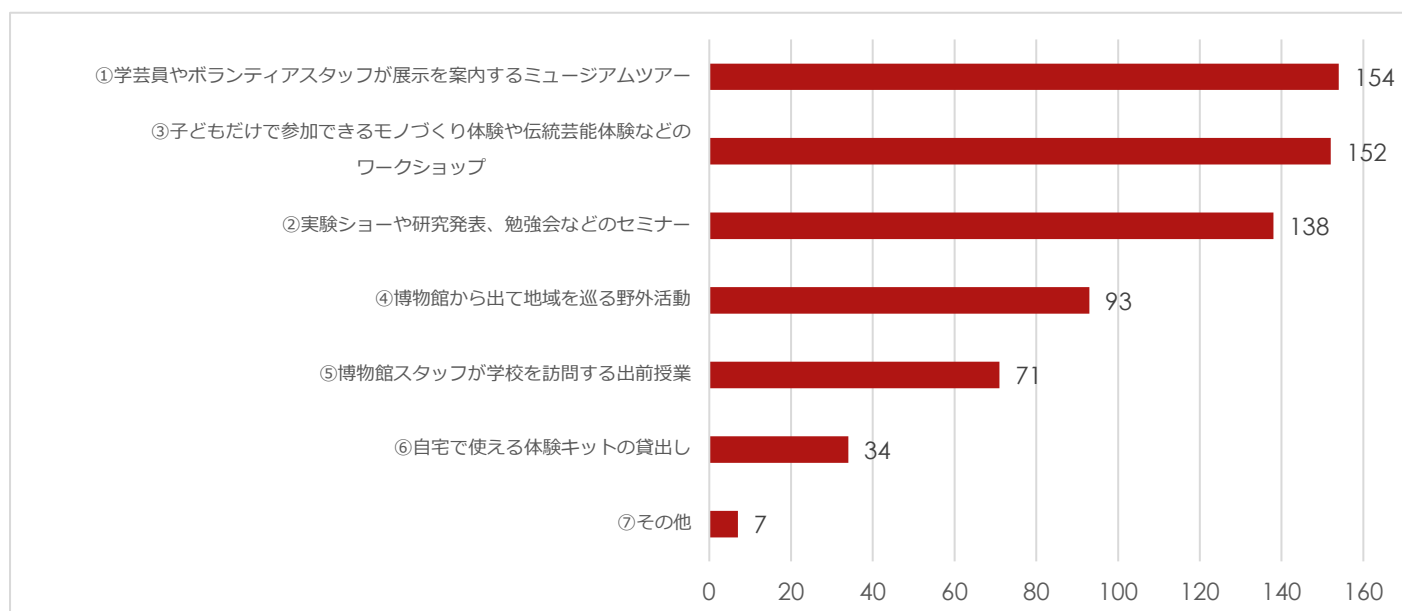
また、未就学児・小学生の子どもがいる方の回答では、「①展示を案内する音声ガイド機器の貸出しや、スマホ対応ガイドアプリの提供」と回答した方が最も多く、つづいて「③調べたいことや疑問に答え、参考情報を提供するサービス」「④学校や自宅のパソコンから博物館の資料や情報を調べられるWEBサービス」「⑧飲食機能（有料のカフェ・レストラン）」に回答が集まりました。

また、「その他」のご意見として、「紙媒体での解説ツールの充実」「駐車場設置」「障害や特別な配慮が必要な方でも鑑賞しやすい展示や使いやすい設備、手話通訳（アクセシビリティへの配慮）」「特別な配慮が必要な方などを対象にした貸切見学デーの実施」「話し合いや学習発表の練習など声を出して利用できるコミュニケーションスペース」などのご意見を複数いただきました。

問 13・14 新しい博物館で実施してほしい活動はありますか？（複数回答可）



【未就学児・小学生の子どもがいる方の回答】



新しい博物館で実施してほしい活動をお聞きしたところ、「①学芸員やボランティアスタッフが展示を案内するミュージアムツアー」と回答した方が1,104人と最も多く、つづいて「③子どもだけで参加できるモノづくり体験や伝統芸能体験などのワークショップ」が1,044人、「②実験ショーや研究発表、勉強会などのセミナー」が907人となり、未就学児・小学生の子どもがいる方の回答でもほぼ同様の傾向となるなど、参加型・体験型の取り組みを期待されている傾向がわかりました。

また、「その他」のご意見として、「専門家を招聘した講演会や古文書講座」「地域市民の研究会の活躍の場としての連携展示やイベント」「地域の」「耳が不自由な方でも利用しやすいタブレット貸出での解説」「ものづくり体験だけでなく、地域産業を知る出張ツアーやアイデア開発イベント」「文化資料の複写サービス」「博物館を拠点とした生駒山系のガイドルート開発」などのご意見を複数いただきました。

問 15 普段、休日にでかける際は、何を意識して、行き先を決めていますか？

自由なご意見を教えてください。（自由記述）

休日のお出かけ先を選ぶポイントについて、皆様の回答の中から多くいただいたご意見・ポイントをご紹介します。※回答原文のまま記載しています。

- ・アクセス性がよい（公共交通機関が利用できる、駐車場があるなど）
- ・無料または手ごろな金額でお金をかけずに楽しめる
- ・混雑せずにゆっくりくつろげる
- ・天候を気にせず行動できる
- ・大人から子どもまで家族全員で楽しめる、老若男女が利用できる
- ・子ども連れで気軽に遊びにいか、楽しみながら体験や社会性を高められる
- ・清潔で、トイレやベビールーム、休憩スペースなどの設備が整っている
- ・バリアフリーが充実していて高齢者/障害を持つ方/子ども連れにも使いやすい
- ・買い物や食事がまとまって楽しめる
- ・地域の特産物を購入したり、美味しいものが味わえる
- ・歴史が感じられる史跡・寺社仏閣や、知的好奇心が広がる、知識を深められる文化的な場所
- ・関心を持ったイベントや企画が行われている
- ・ワークショップやモノづくりなどそこでしかできない体験がある
- ・日常では体験できないことや新しい発見のあるところ
- ・新しくできた施設やお店など話題性のある場所
- ・景色の良いところや自然と触れ合える場所
- ・散歩や運動をしたり、体を動かすことができる
- ・自然やイベントなど季節ならではの楽しみ方ができる
- ・犬の散歩やペット可で利用できる施設がある

問 16 新しい博物館で実施してほしいことや、こんな博物館なら見学対象としての価値が高まるといったアイデアなど、自由なご意見を教えてください。（自由記述）

新しい博物館に関するご意見やアイデアを多くいただきました。皆様からいただいた回答を抜粋して紹介します。※回答原文のまま記載しています。

- ・ 四季折々の樹木や草花のある入場無料のキレイな庭が併設された博物館
- ・ 道の駅を併設すると集客や雇用も生まれると思う。
- ・ 人を集めないと意味がないので、週ごとの販売店や催し物
- ・ 交通の便の良い所に博物館を作れないか再考いただきたい。
- ・ 来場者目線での展示にして欲しい。学んで欲しい事を押し付けてくる形の博物館が多い。来場者が自ら参加し、学びたくなる様な体験型の施設にして欲しい。博物館のテーマをわかりやすくして、ここに行けばこの楽しさがあるという事を、誰もがわかる様なテーマを作って欲しい。
- ・ 郷土史だけを展示の中心に据えるのではなく、地学、地理学など科学的な展示を増やして欲しい。地場産業の歴史を取り上げることは大切だが、東大阪市=町工場 的なステレオタイプなものは止めて欲しい。
- ・ 小さな子供からでもわかるような、360 度の VR 体験出来るようなアニメーションでわかりやすいアトラクション的な空間で学べる場所
- ・ 何度も足を運ぶためにも色々な企画展(寺社仏閣など)や巡回展を充実させてほしい。
- ・ 他の博物館とコラボレーション企画などで、他地域の文化を学ぶ事ができる特設場があれば、飽きが来なくて面白いと思います。
- ・ 博物館へ行けない子供達にも家にいながらにしてバーチャル体験ができたら面白いと思う
- ・ 埋蔵文化財センターの勾玉づくりや火おこしなどの体験は思い出になったのでぜひ残してほしい。
- ・ 夏休み等に子ども向けの無料または低価格で参加できるイベントがあればいいなと思います。
- ・ 定期的にイベントを行う。A I や V R の利用なども面白いと思います。
- ・ 毎週違うモノづくり体験ができるなど、定期的に変わるイベント
- ・ 兵庫県の植村直己冒険館で実施されているような、宿泊体験のできる企画や施設があるとよいかと思います。
- ・ 東大阪市といえば町工場や多くの技術者がレベルの高い精度の高いものづくりというイメージ。少しでも未来への技術の伝承ができる環境を子供達に用意ができることを望みます。
- ・ 東大阪の工場から出た端材を自由に使ってなにかを作るブース。子どもたちの柔軟なアイデアで新製品のヒントになるかも。
- ・ 広報一択。東大阪はポテンシャルがあるのに、広報が弱い。
- ・ そもそも博物館の存在を知らなかったもので、東大阪市のラインや SNS などですういった施設やイベントの情報を定期的に流していただけると興味を持ちやすいかと。
- ・ 東大阪だけでなく多方面からも来てもらえる施設にするための工夫をするべき。東大阪はいい町ですがウェルカムのもてなしが多方面から見たら全くと言っていいほど足りない。
- ・ 博物館というところちょっと敷居が高く感じるので誰でも気軽に利用できるように入りやすさを前面に出してほしい
- ・ 小学校に通う子供さんなら、さらに小さな弟妹がいる場合もあり、家族、親子みんなで参加できる体験型施設であると良い。
- ・ 高齢者、子供たちにやさしい施設であって欲しいです。
- ・ 駅や学校から乗れる送迎シャトルバスの整備

- ・抽象的だが、東大阪市内が好きで誇りに持てるような博物館になればよい。
- ・歴史博物館は閉鎖的なところが多い印象。誰でも利用しやすい施設であって欲しい。
- ・博物館と言う名ではそんなに行きたいという感覚にならないのもっと興味をそえられるような建物名にしたらどうか
- ・遠足向け施設に多額の市民税を使わないでください。一般市民も利用が楽しめる施設にしてください
- ・ハコモノ、博物館は不要。
- ・余り 多くの税金は使って欲しくない 大規模に成りすぎないのが良いと思います

東大阪市教職員アンケートの実施結果

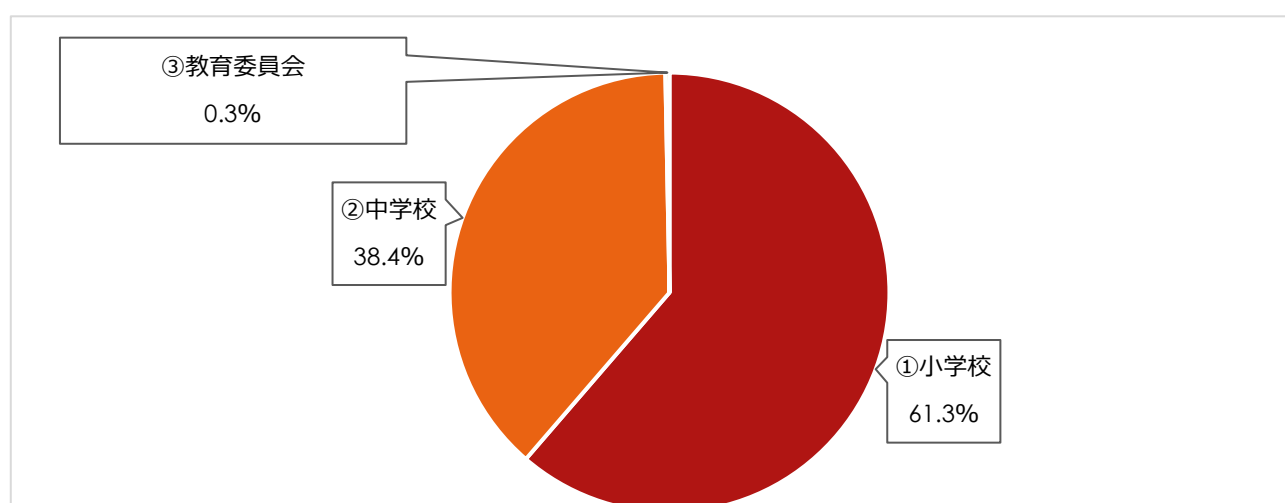
令和 6 年 4 月 19 日から 5 月 20 日までの間、市立学校の教職員の方に向けて「東大阪市の新博物館に関するアンケート」を実施しました。

目的 新博物館整備や学校連携に対する教職員の方のご意見を把握するため。

対象者	有効回答数
東大阪市立の小学校・中学校・教育機関に勤務の方	331 人

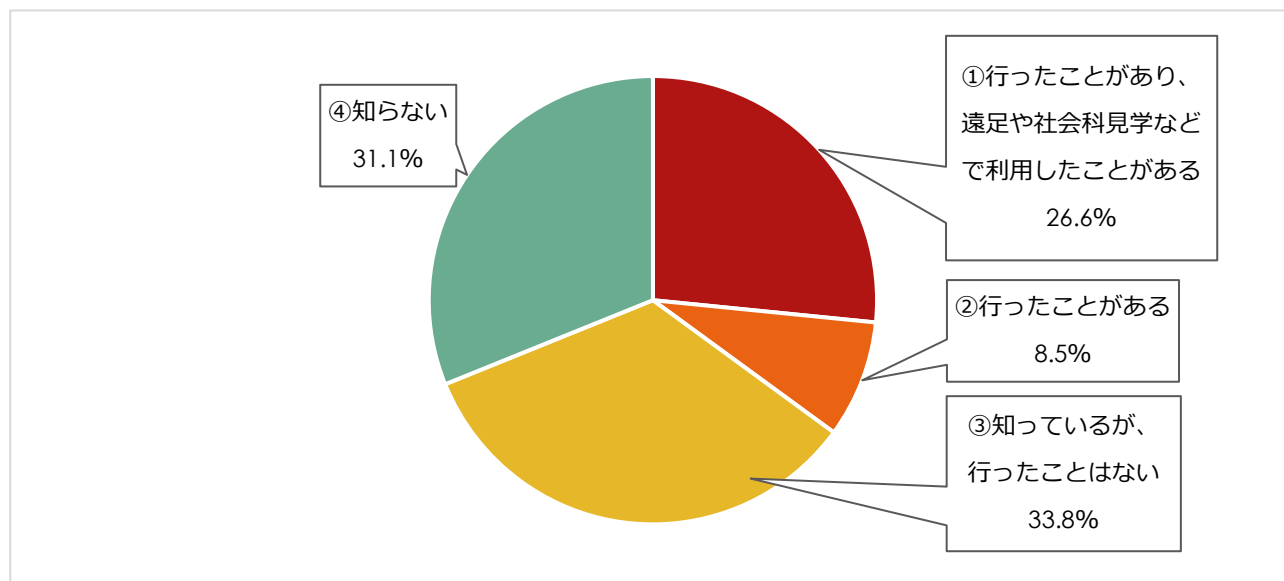
問 1 勤務先の教育機関の種別を教えてください。

問 2 勤務先の教育機関の名前を教えてください。（省略）



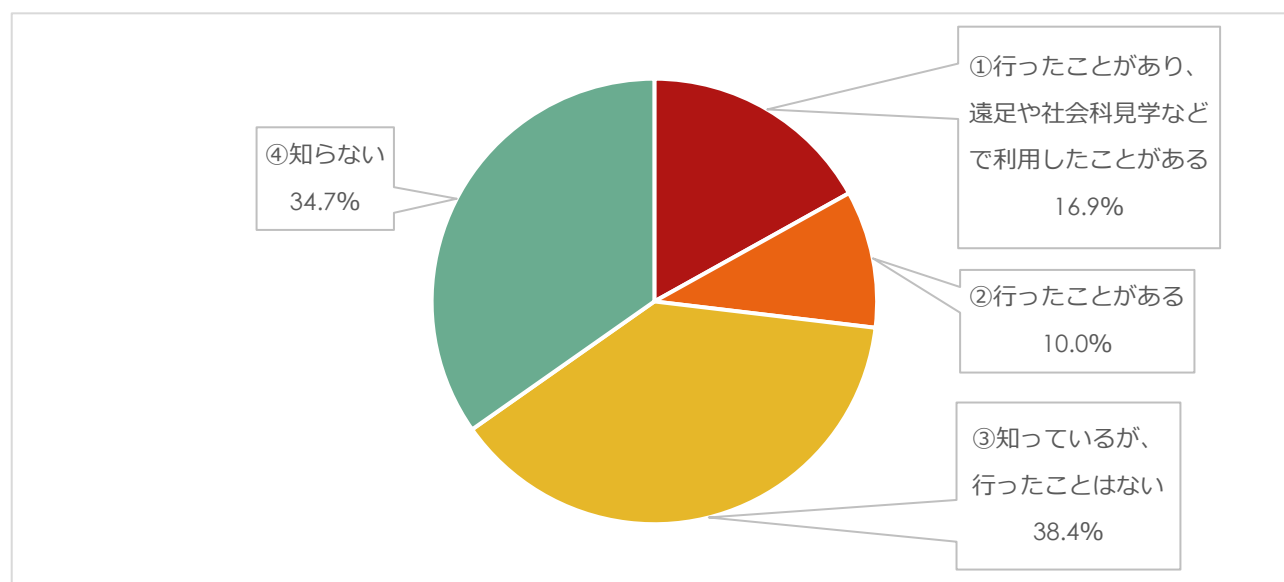
「①小学校」に所属の方の回答数は 203 名。「②中学校」に所属の方の回答数は 127 名。「③教育委員会」に所属の方の回答数は 1 名。

問3 東大阪市立郷土博物館（上四条町）を知っていますか？



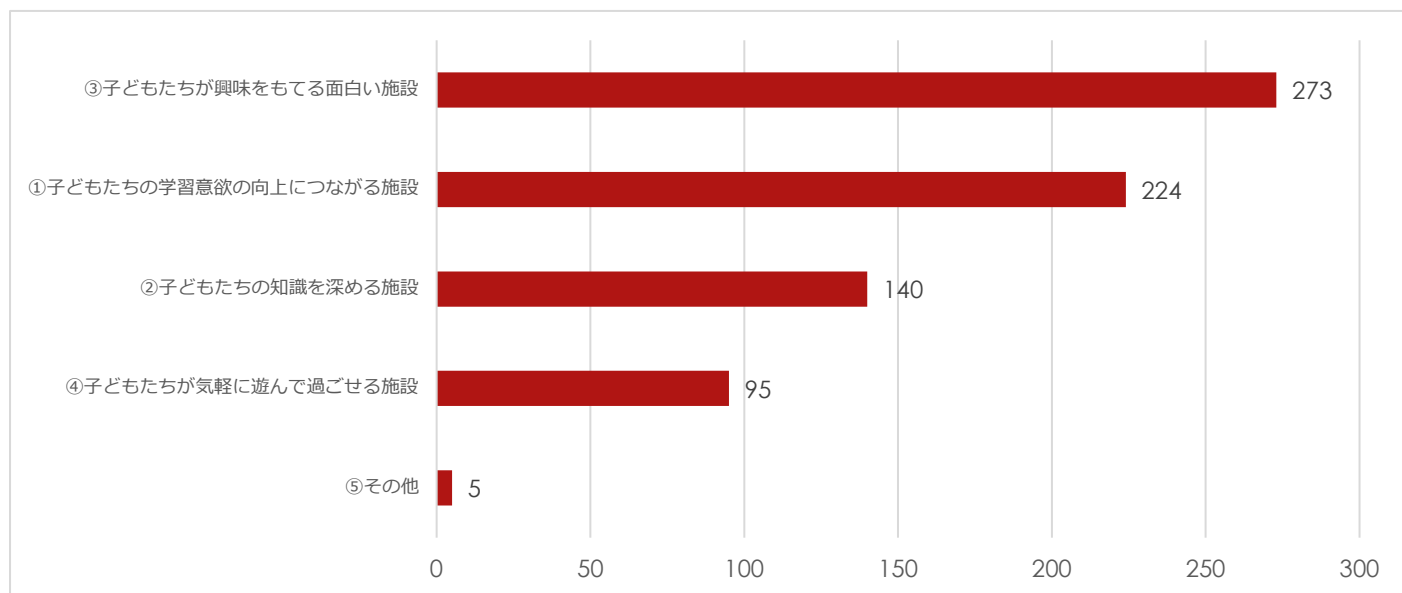
既存施設である東大阪市立郷土博物館の認知度について、「④知らない」と答えた方が、31.1%に対して、「③知っているが、行ったことはない」と答えた方が33.8%であり、逆に「①行ったことがあり、遠足や社会科見学などで利用したことがある」「②行ったことがある」を合計した割合は35.1%にとどまっていたことが分かりました。

問4 東大阪市立埋蔵文化財センター（南四条町）を知っていますか？



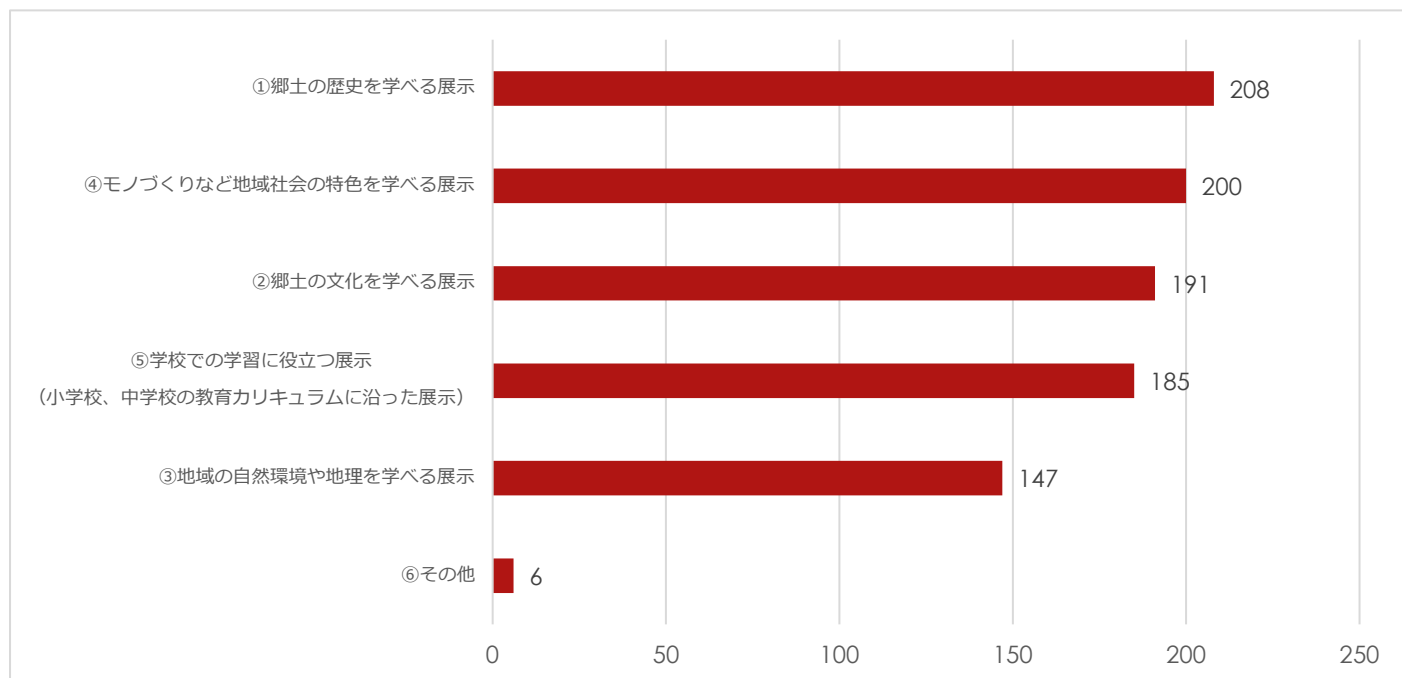
既存施設である東大阪市立埋蔵文化財センターの認知度について、「④知らない」と答えた方が34.7%、「③知っているが、行ったことはない」と答えた方が38.4%に対し、「①行ったことがあり、遠足や社会科見学などで利用したことがある」「②行ったことがある」を合計した割合は26.9%にとどまっていた。

問5 新博物館に期待する役割を教えてください。（複数回答可）



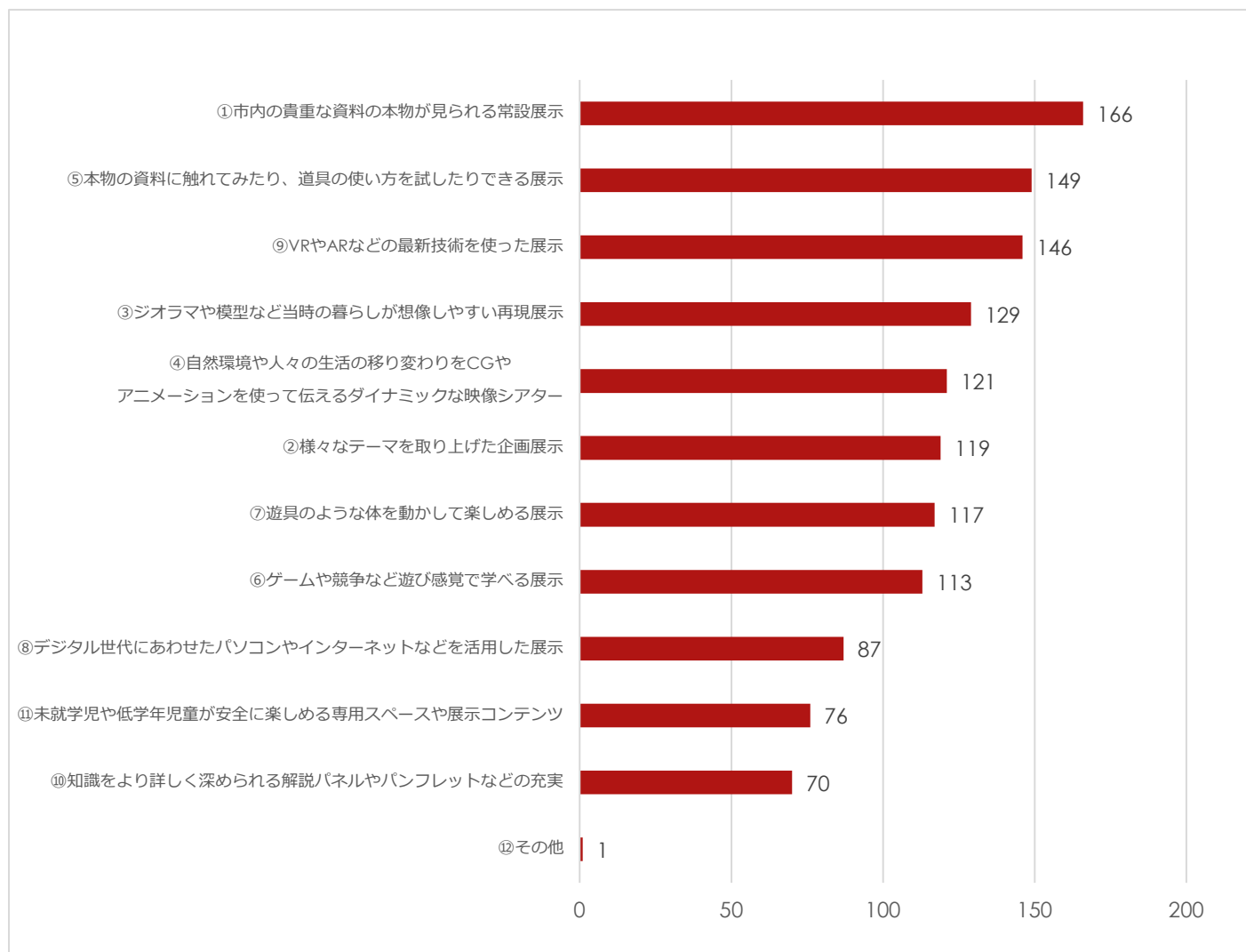
「その他」のご意見として、「学校教育のほか、社会教育でも活発に利用できる施設」「他市に負けない魅力的な施設」「糸まき体験やマガ玉作りなど、体験型のイベントの復活に期待します。」「誰もが通いやすい施設」「体験できる場所」という意見を複数いただきました。

問6 新しい博物館で充実してほしい展示はどのようなものですか？（複数回答可）



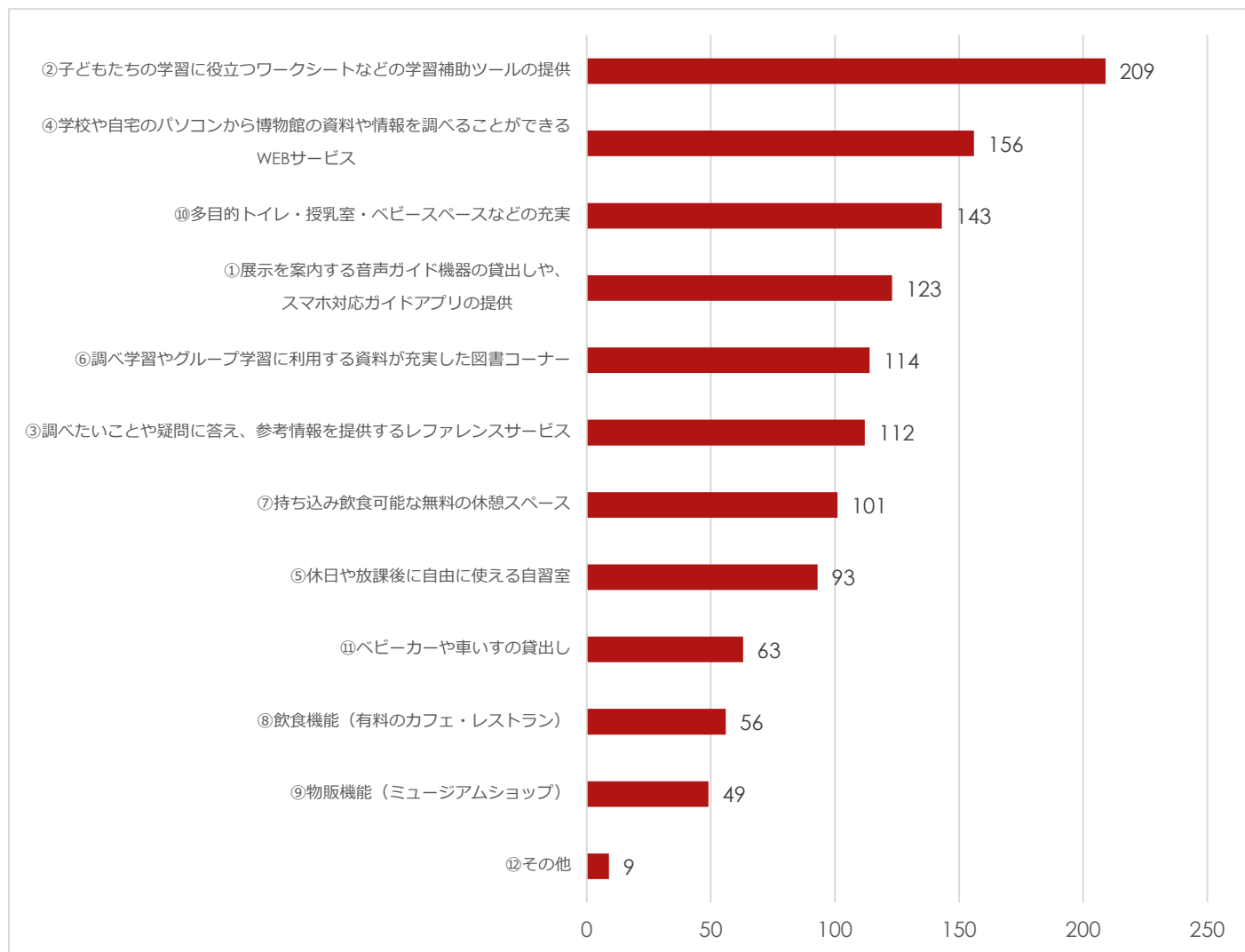
「その他」のご意見として、「体験可能なもの」「市の模型やジオラマ展示があると三年生の社会科の学習に役立つと思う。」「東大阪を誇りに思える内容の展示」「展示だけでなく話も聞きたい」「実際に触れたり活動できたり主体的になれるもの」「体験できる施設」という意見を複数いただきました。

問7 新しい博物館にあると魅力的だと思う展示はありますか？（複数回答可）



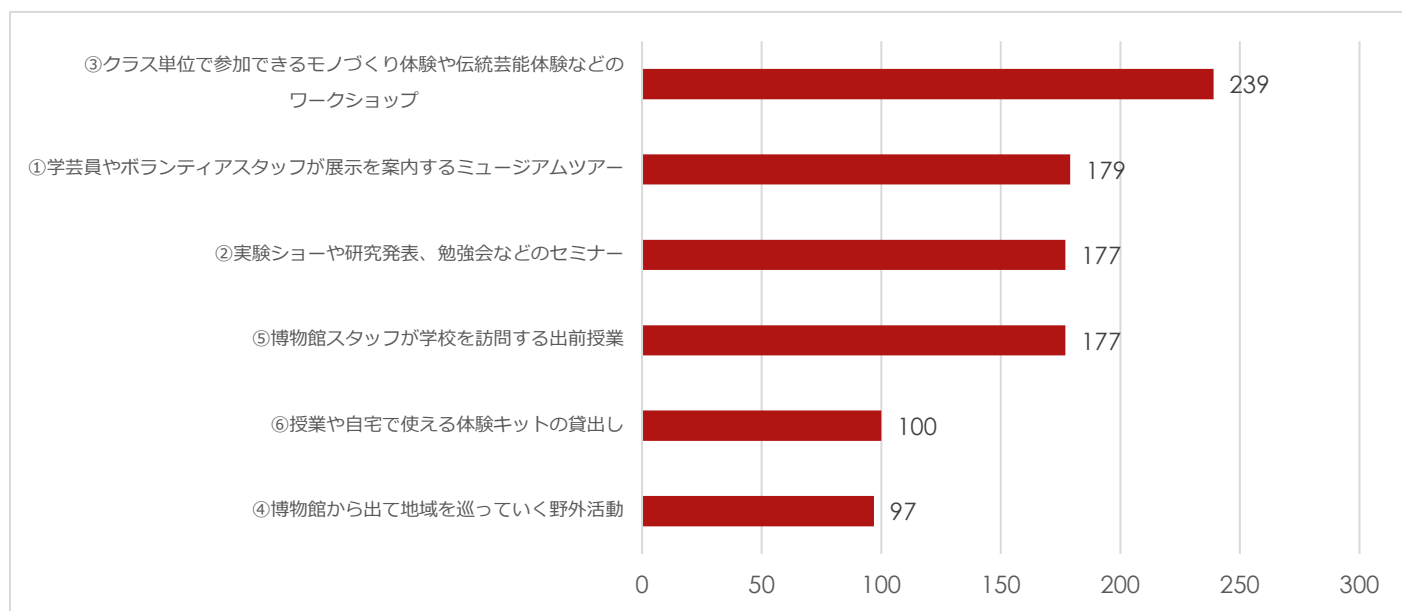
「その他」のご意見として、「子どもたちが遊べるフリースペースなどがあれば、それを利用するために訪れる子どもたちも多くなると思う。現在のようにカチツとした施設であるよりも、地域住民が興味をもてる行きたいと思える施設としての役割を担ってほしい。」などのご意見をいただきました。

問 8 新博物館に備えてほしい機能やサービスはありますか？（複数回答可）



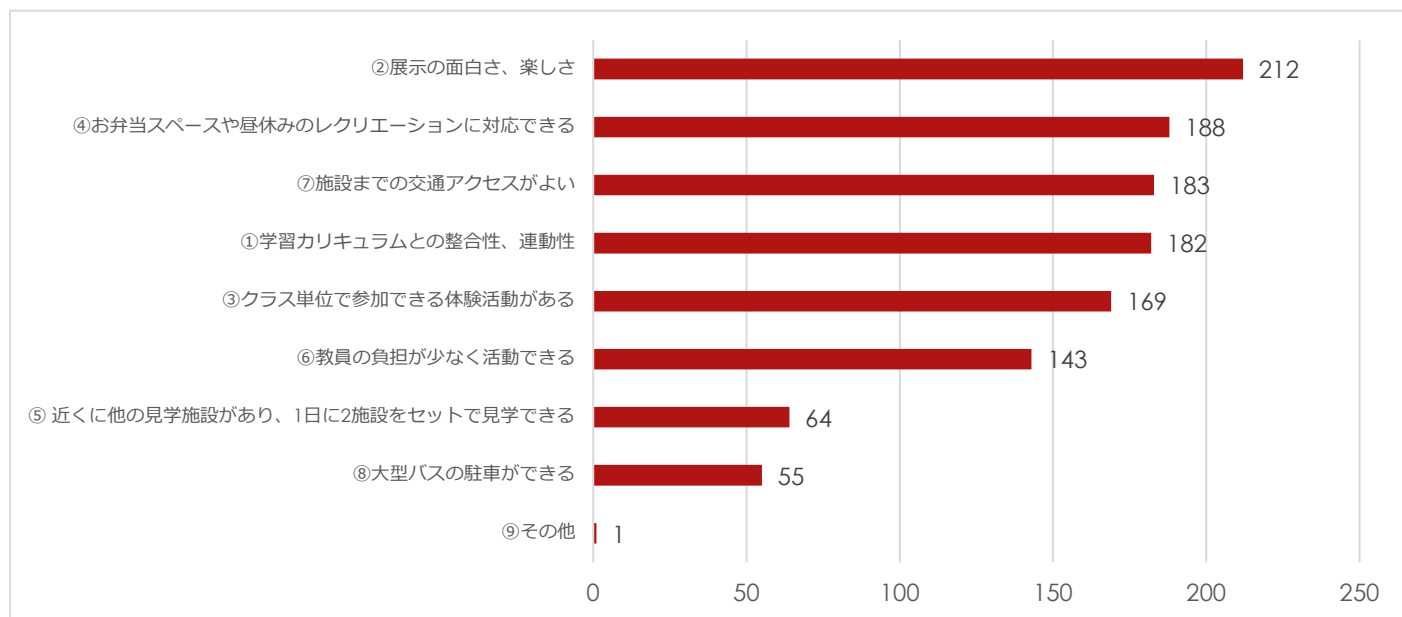
「その他」のご意見として、「PCや、専用の筐体を用いてゲーム感覚で学べる機材」「体を動かしたりできるフリースペース。ドリーム 21 のような機能があると人が集まると思う。」「お弁当を雨の日でも食べられるスペースがあると、利用されやすいと思う。」「無料Wi-Fi」「学校と博物館のバス送迎」「飲食機能（有料のカフェ・レストラン）」などのご意見を複数いただきました。

問 9 新しい博物館で実施してほしい活動はありますか？（複数回答可）



「その他」のご意見はありませんでした。

問 10 遠足や校外学習の施設を選定する際、決め手となるのは何ですか？（複数回答可）



「その他」のご意見として、「費用」というご意見をいただきました。

問 11 博物館で実施してほしいことや、こんな博物館なら見学対象としての価値が高まるといったアイデア、自由なご意見を教えてください。（自由記述）

回答いただいた自由記述のご意見を紹介します。※回答原文のまま記載しています。

- ・ 1 グループに館員の方が 1 名ついて、施設を案内してもらえると助かります。
- ・ 大人も子どもたちが何度も行きたいと思える魅力ある博物館になることを期待しています
- ・ 実際に触れたり、ワークショップであったり体験できる企画や展示があるといいなと思います。
- ・ 事前にワークや DVD 教材に触れておき、見学本番が楽しみになる仕掛けがあるとモチベーションアップに繋がるかもしれません
- ・ 郷土の歴史に合わせた地場産業発展の背景
- ・ 小学校のカリキュラム（その年に採用されている教科書に対応していること）に応じた体験スペースや、バーチャルスペースがあるとよいと思います。ネットが発達した今、知識等はネットで調べられるので、実際に触れるなどの「体験」できることを重視したいです。その上で、弁当スペースなど、団体として活用しやすい工夫が重要視されるように思います。（余談ですが、この入力スペースは、記載事項の全体が見えないのでとても打ちにくいです。）
- ・ 入場料が安く、アクセスしやすい場所、常に新しいものや人に接する機会がある
- ・ 実践的な活動ができたらいいと思います。
- ・ 実際に触って感じられる展示物があるとよいと思います。
- ・ 体験活動が多くあると良いです。また、遠足なら 200 人規模でいっきに動くので、近くの施設と連携してローテーションで 1 日楽しめるプランがほしいです。
- ・ 実際の古墳を活かした展示、体験ができる。近くの森を活用できる取り組み。生駒山と融合した取り組み。
- ・ 学習意欲が将来に繋がるようなものが楽しいですね。
- ・ 昔の人やその土地の暮らしがわかる動画や活動があり、今の暮らしと比較できること
- ・ 郷土博物館の体験活動と、埋蔵文化センターの勾玉づくりは楽しかったです。
- ・ 体験型
- ・ たくさんの展示物があるほうがいい。子どもたちが「へー、すごい」と思うような入り方ができる館
- ・ 中核市なのに文化的・教育的な施設が無さすぎて恥ずかしいです。市長が維新に寝返ってまた、文化や教育を切り捨てていくのではないかと心配です。よろしくお願いします。
- ・ 昔の道具等の体験や、昔の道具等の貸し出し
- ・ 低学年では見たり聞いたり体験し、高学年では自分で選んで調べたりできる施設がいいと思います。
- ・ 学芸員からの説明
- ・ 昔の道具体験、古代の人の生活を知る、古墳群の説明
- ・ 本物に触れる体験
- ・ 子どもの学習に即した内容が時期ごとにあると子どもの学習の理解の助けになる。また、教科書では分かりかねることを実際に見て触ってできると楽しく学習できる。
- ・ 子どもが活動できるものを増やしてほしいです。
- ・ 体験型の学習を行ってほしい。

- ・ ネットでも写真や使い方はあるが、実際に触れるなど体験型が良い。また、学年2クラスずつなど、80人ぐらいで活動できるとありがたい。
- ・ 近くで遊んだり(ボードゲームを置いてもらえると、子どもたちはよりつながる場になると思う)昼食を取ったりできるフリースペースがあれば、子どもたちも日常的に利用しようと思うことが増える。自由に遊べたり勉強したり、とにかくフリーに使える場所が子どもたちにとって少ないので用意してほしい。
- ・ 体験学習の充実
- ・ 学習活動との連動、整合性があれば行きやすい
- ・ 東大阪市の技術を世界に発信できるような体験型の取り組みがあれば良いと思います
- ・ 体験ができることを増やしてほしい
- ・ アンケートで網羅されています
- ・ ホームページを更新し、どんな物を展示しているのか、行けばどんな体験ができるのか発信をしていただきたいです。
- ・ 映像などで当時は学べるとよいと思います。
- ・ 古事記に関して数年前に日本遺産申請を行っているので認定実現の為の啓発事業。楠木正行の紹介

パブリックコメントの実施結果

基本計画に市民の意見を反映させるため、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

○パブリックコメント実施期間

令和6年9月26日(木)～令和6年10月25日(金)

○パブリックコメントを実施した計画

東大阪市立新博物館整備基本計画（素案）

○パブリックコメントにおいて提出のあった意見の件数等

意見提出者 26 名

意見の件数 96 件

○意見の概要と市の考え方について

東大阪市ウェブサイトにおいて公開しております。

市民説明会の開催

東大阪市立新博物館整備基本計画(素案)の概要をご説明し、ご意見を伺うため、以下のとおり市民説明会を開催しました。

○市民説明会実施日・場所

実施日時：令和6年10月6日(日)

実施場所：東大阪市四条リージョンセンター（やまなみプラザ）

○市民説明会における参加人数

参加人数 11 名

東大阪市立新博物館整備基本計画審議会における 審議状況

■第1回審議会

開催日：令和5年11月15日

【主な議題】

副市長挨拶/会長の選出/新博物館整備基本計画策定業務の進め方
/委員紹介/埋蔵文化財センター及び郷土博物館の現地見学

■第2回審議会

開催日：令和6年2月5日

【主な議題】

新博物館の基本コンセプト/想定する利用者像
/新博物館の機能と事業活動方針/諸室機能構成

■第3回審議会

開催日：令和6年5月29日

【主な議題】

子ども向け展示についての国内外事例紹介
/新博物館の常設展示・子ども展示の考え方/ゾーニング・諸室機能/展示計画

■第4回審議会

開催日：令和6年7月29日

【主な議題】

基本計画(素案)第1～5章について/第1章 基本計画策定の背景
/第2章 基本コンセプト/第3章 事業活動計画
/第4章 展示計画(展示の考え方)/第5章 建築計画(ゾーニング概念図・諸室機能)

■第5回審議会

開催日：令和6年9月13日

【主な議題】

パブリックコメント実施に向けた基本計画(素案)への意見及び承認

■第6回審議会

開催日：令和6年11月13日

【主な議題】

副市長挨拶/答申書の手交/各委員より総括

■東大阪市立新博物館整備基本計画審議会委員名簿

◎会長

氏 名	所 属 団 体 等
おおにし ゆ き こ 大西 由起子	東大阪観光協会会長
◎ すずき よしひろ 鈴木 喜博	東大阪市文化財保護審議会委員 奈良国立博物館名誉館員
なかむら ひろし こうどう 中村 浩（浩道）	和歌山県立紀伊風土記の丘館長 大阪大谷大学名誉教授
ひろもと ゆ か り 弘本 由香里	東大阪市文化芸術審議会委員 大阪ガスネットワーク株式会社 エネルギー・文化研究所特任研究員
むらかみ ふみよ 村上 章代	東大阪市立縄手小学校校長

委嘱期間：令和5年11月1日から新博物館整備基本計画策定に係る審議が終了するまで

■第1回審議会 委員意見要略

1. 各委員の自己紹介・意見表明

● 委員

- ・ガイドボランティアの育成や観光マップの制作を行っている立場から、観光目線でも「東大阪まるごと博物館」という考え方は素晴らしい。
- ・「子どもがターゲット」という市長の思いがあるが、子どもが分かる内容は大人にも分かりやすいので、ガイドや解説するうえでも大事な視点。
- ・現在の埋蔵文化財センターには子どもが自由に体験できるものがたくさんあり、指導するボランティアもたくさんいた。文化財に直接触れる施設は他に無く、新博物館に期待している。
- ・現在の郷土博物館は交通面で不便だが、古墳も近く生駒山のハイキングコースにあるので、ハイカーの休憩場所など沢山の方が訪れる魅力ある施設に転換してほしい。
- ・これを機会に収蔵できない文化財や各地域にある文化財も、「東大阪まるごと博物館」という考え方で解説が見られるQRコードや多言語の案内なども整備してもらいたい。

● 委員

- ・現在、整備中の和歌山県立考古民俗博物館(仮称)でも、東大阪市と同様に「子どもファースト」や「観光資源としての博物館」としての視点を重視している。特に子ども向けの空間では遊び感覚と関心を持ってもらうことを重視している。小学校の上級生や中学生になったときに他の展示室にも見にきてもらい、徐々に勉強・学問的な関心を高めてもらえればと考えている。
- ・日本には国立・県立クラスの博物館でもキッズミュージアムはほとんど無く、専門家向けの博物館が多い。
- ・キッズミュージアムは、韓国に先行事例が多い。地域の紹介や遊びから学習へ、子ども目線での展示展開をしている。
- ・博物館は観光資源でもあるので、ひとが寄ってもらわないと困る。子どもと一緒にやってくる保護者に関心を持ってもらうことで、リピーターを増やしていくことも狙いになる。
- ・東大阪の新博物館でも、キッズミュージアム、要するに、子どもたちのための娯楽と歴史の融合の場所をつくってほしい。「子どもファースト」として子どもたちの関心を引き起こすための博物館になってもらい、観光資源としても成功することをめざした構想・計画になることを期待する。

● 委員

- ・何を展示の目玉にするのかが重要。工事段階などから多くの市民が目玉づくりに参加できる仕組みをつくり、オープン後も運営の支え手になっていくプロセスをつくることも必要。
- ・大阪市立住まいのミュージアム「大阪くらしの今昔館」の目玉は、当時の工法で再現した江戸時代の大坂のまち並み。今はない本物の和の住環境を体験できるので、大阪市内のほとんどの小学3、4年が訪れる関係づくりのほか、コロナ禍以前は着物を着て歩けるサービスで外国人観光客の誘致にも成功していた。
- ・「子どもファースト」は、素晴らしいコンセプト。子どもたちが東大阪に愛着を持ち、まちの歴史を理解しようとする姿勢が自然と身についている状態にできればよい。
- ・共働き世帯が多く、家庭でのケアや経済面で格差が生じやすくなっているが、そのために子どもたちに分断や排除が生じることはあってはならない。東大阪市は人権尊重に力を入れているまちでもあるので、博物館でも「子どもファースト」というものを多様な目線でとらえ、人権やマイノリティに対しての配慮も、東大阪市の個性・アイデンティティとして大事にしてほしい。

● 委員

- ・埋蔵文化財センターでは、市内の小学生が歴史体験として、文化財ボランティアの方と火お

こしや勾玉づくりなどを体験していた。

- ・郷土博物館へも小学校3年生で社会科見学に行く。綿繰り機で綿づくり体験を行い、4年生での大和川の付替えで綿の産業が発展したという地域の学習につなげていた。
- ・郷土博物館と埋蔵文化財センターはどちらも身近な学習の場、休日に気軽に子どもたちが訪ねられる場でもあったが、コロナ禍以降はモノづくり体験も中止され、訪問する機会がないまま施設も休館になってしまったのが現状。
- ・近年、縄手小学校の校区にも外国籍の方が増えている。通学する子どもたち同士の交流はもちろん、外国の方を迎えて話をしてもらう機会を小学校としてもつくっている。新博物館に対して、今の子どもの目線や地域の目線で意見を出していきたい。

● 委員

- ・総花的になりすぎず東大阪に特化したものを選択して検討を進めてほしい。
- ・過去の基本構想と現状の提案内容では矛盾・変化していることもあるので調整が必要。構想段階でまとめた博物館で伝えるべき東大阪の歴史というのは大人目線だったので、「子どもファースト」を目玉にするならば、子ども向けに東大阪の歴史の概説をつくっていく必要がある。
- ・東大阪の歴史をまちの誇りとする。そのための指針を1年間でつくるのは至難の業だと思うので、開館まではまだ先だが、しっかり土台となる展示構想を検討いただきたい。

■第2回審議会 委員意見要略

1. 新博物館の基本計画

- ・ 事務局：新博物館の基本コンセプト・ターゲット層・事業活動方針・諸室機能構成を提示。今回の計画案は郷土博物館、埋蔵文化財センター、旧市史史料室の機能を再編成するもので、東大阪市に適した独自の博物館としての計画を進行。
- ・ 委員：規模感は県立博物館クラスに感じられ、「子どもファースト」を掲げる大胆な構想だが、ターゲット層が子どもであることについて、国内では新しい試みであり、具体的に小学生などの年齢別に展示空間をどう計画するかについても議論が必要。

2. 国内外の事例と年齢層ごとの展示空間の分割

- ・ 委員：「子どもを対象とした博物館」は国内にはほとんどないが、韓国ではキッズミュージアムが実現している。ソウルの国立中央博物館や済州島の海女博物館などには子ども専用の展示空間が設けられ、ボールプールやおもちゃで文化を体験できる。兵庫県立考古博物館も子ども向け展示を試みているが、常設展示との両立が課題となっている。
- ・ 委員：アート・文化分野でも「アートスタート」事業などで未就学児の文化体験が進んでいる。無料の公共オープンスペースや親子が散歩中に立ち寄って遊べる場所を作ること、子どもファーストを進めるうえで効果的。
- ・ 委員：未就学児向けには市内企業製の安全な玩具(カーペンターブロックなど)を用いたプログラムも考えられる。

3. 展示計画の方向性と地域資源の発信

- ・ 委員：「子ども向け展示」と「通常展示」を完全に分けるのは規模が限られるため難しいが、未就学児層を取り入れ、ファミリー層が親子で楽しむことができれば、市の新しい博物館としての方向性が見えてくる。特に、地域のモノづくりや東大阪の歴史をテーマとし、未就学児向けプログラムで実際に体験する機会を設けることも議論すべき。
- ・ 委員：観光目線から、東大阪の商店街やモノづくりの拠点としての特徴が、市外からの観光客にもアピールできる。昔ながらの商店街と製造業の結びつきが東大阪ならではの魅力。
- ・ 委員：奈良と大阪の中間に位置する「河内」という独特な文化と歴史の交差点としての特質が東大阪の魅力であり、東大阪の地域特性が生み出す文化の厚みを博物館展示で表現できるとより良い。

4. 新博物館の機能と役割、過去の計画との関係性

- ・ 委員：従来の郷土博物館や埋蔵文化財センターと市史史料室の機能を包括する文化複合施設から、独立した新博物館へ変更することに対して、今後の方向性を整理する必要がある。3施設の機能の統合をどのように実現するか議論が求められる。
- ・ 事務局：3施設の機能統合が出发点ではあるが、独立した新博物館として再構築する方針。特に市史編さん業務は市の業務として別個のものであり、新博物館の主たる機能とは異なる位置づけで進める意向。

5. デジタルアーカイブ化の課題と進捗状況

- ・ 事務局：令和5年度から資料のデジタルアーカイブ化が進行中で、文化財課の事業として市の主要な文化財の2D・3Dデジタルデータ化を進め、インターネットで公開予定。新博物館完成後には、博物館事業に統合したいと考えている。
- ・ 委員：デジタルアーカイブの効果的な実現には行政の支援と専門人員の確保が不可欠。市の博物館単独で実施するには規模的な課題もある。

6. 教育連携と展示内容の充実

- ・ 委員：学校との連携を強化し、教育プログラムと博物館見学を促進することで、すべての小

中学校が訪問できるようにすべき。社会科のみならず美術・歴史など幅広い授業の一環として博物館を利用し、複数回の訪問を前提とした連携も検討すべき。

- **事務局**：教育委員会や学校現場との連携強化を進める方針で、学校カリキュラムに沿った展示内容を提供。小学校３年生向けの「昔のくらし」展示や、４年生の「大和川付替え」展示なども強化予定。また、学校からの要望をアンケートで集め、展示内容や運営方法に反映する。
- **委員**：見学予約が集中する「昔のくらし」企画展示を、通年学べる常設展示として提供してもらえると、学校のカリキュラムに応じた訪問がしやすくなる。

7. 協働・交流機能の強化と地域団体との連携

- **事務局**：地域の商店街や観光協会など多様な団体との協働を通じ、観光資源としての新博物館の活用も推進。瓢箪山商店街の「ジンジャモール」など地域団体と連携し、地域の歴史や文化を共有する展示やイベントを検討中。また、近畿大学との協力も進行中で、歴史体験フェスティバル等のイベントで連携を深める。
- **委員**：観光協会や商店街との連携に加え、ボランティア活動も支援し、博物館を拠点に地域ガイドボランティアやフィールドミュージアムのような機能を充実させる。地域と密着した協働・交流機能の整備は、子ども向け展示と併せて東大阪の文化発信に寄与する。

8. 展示計画と所蔵資料の活用

- **事務局**：河内木綿の関連資料や交通・水車産業など地域の特色ある資料を生かした展示を通じ、東大阪の通史をテーマにした常設展示とする計画。展示室のエリア構成は、ガイダンス展示から常設展示室、特別・企画展示室までをつなぐ動線を踏まえて、各テーマの詳細を設定中。
- **委員**：東大阪市の文化財、特に河内木綿などをテーマにした展示は魅力的だが、やや地味な印象もあるため、子どもや市民の興味を引く展示手法の導入が必要。また、展示資料を増やすためのコレクション方針や、近現代の東大阪の産業発展を紹介するための展示拡充も期待。

9. 東大阪の歴史教材・副読本の必要性

- **委員**：東大阪の歴史を体系的に学べる副読本の制作は、子ども向け展示の理解にも重要。市内の学校で歴史を学ぶとき、東大阪の歴史や文化に触れられる教材が整備されていないことが課題。子どもたちが郷土愛を育むためにも、東大阪の歴史を分かりやすく解説するテキスト作成を提案。
- **委員**：現状は社会科の単元に沿った資料しか提供されていないが、地域の歴史に特化した教科書があると学習の一貫性が増すと指摘。

10. 今後の計画進行とターゲット選定の議論

- **委員・事務局**：今回の議論内容をもとに、事務局が計画案を修正し、次回の審議会で提示予定。ターゲット層に応じた展示や機能構成の詳細案も準備し、委員の意見を反映して最終決定を進める。次回以降の審議では、より具体的な展示テーマや諸室の詳細構成についても確認する。

■第3回審議会 委員意見要略

1. 子ども展示に対する各委員の賛否

- 委員：ミュージアムの構想について賛成・保留・反対とその理由を各委員に求める。
- 委員：「歴史民俗系」の子どもミュージアムとして、東大阪の歴史や民俗文化の理解を深める展示を希望。現案は発見や観察など自然科学分野的発想が強いため、身近な生活体験も含め歴史・民俗の観点からの発想を取り入れるべき。
- 委員：新博物館を「My First Museum」として、特に子どもが来館しやすい環境づくりには賛成。ただし、2階常設展示への誘導を工夫することで、幼児や小学生に限らず中高生も学びの機会が得られる場をめざすべき。
- 委員：小学校高学年や中学生を対象にした場合、1階展示はやや学習要素が不足している印象。歴史的な学びが期待される中、現案では「楽しかった」という印象が大きく残る点を指摘。
- 委員：東大阪市の「子どもファースト」の方針に沿って、1階を遊び中心、2階を学び中心と分ける形も一案だが、児童館的な施設を含めると類似の施設が存在するため、どのように差をつけるか、独自性が求められる。たとえば東大阪のモノづくりの技術や文化を体験できる展示がよいのでは。さらに、展示内容が定期的に変わることで成長に伴い来館時に異なる学びが得られる、長期的に魅力が持続する展示設計をめざすべき。
- 事務局：東大阪市の「子どもファースト」の理念と基本構想の方針に基づき、賑わいの場として家族連れでも訪れやすい1階に子ども展示室を設け、楽しみながら学び、2階へと誘導できるような設計を考えている。
- 委員：委員の意見を反映した具体的な提案を次回までに作成することを要望。また、学びの要素は今後さらに深めていくことを条件に子ども展示案を承認する。

2. ゾーニング・諸室配置に対する意見

- 委員：特別・企画展示室の面積が小さく感じる。1階の子ども展示と2階常設展示の内容は必ずしもリンクさせる必要はないのではないかと。
- 委員：遊びと学びのエリアを明確に分けるべき。特に学芸員の研究成果を発表できる2階は、学びの要素が中心となる展示が望ましいと強調。
- 委員：1階に「遊び」を取り入れた展示と、2階に「学び」に集中した展示があれば、異なる体験の切り替えがしやすくなる。1階には東高野街道の歴史的背景や、東大阪市の鉄道・自動車関連産業に特化した展示も提案。特に、工具や安全な模型、ジオラマ展示が親しみやすく、地域産業を体験的に学べると指摘。
- 委員：小学校での学習を前提に「昔の暮らし」や「大和川の付替え」など歴史的に意義ある展示を縮小せずに確保してほしい。また、大和川の水害や付替えに伴う綿花の生産など、地域の地理的特徴と歴史を伝える展示が有用。
- 委員：展示に歴史の連続性やストーリー性を求め、特に東大阪の「新田開発」の歴史を重視する展示が、学びの観点から来館者にとって重要と指摘。
- 委員：1階の子ども展示に地域産業やモノづくり文化を感じられる内容を盛り込み、ボランティアガイドが活躍できる環境を整備することが大切。年齢層の幅に応じた運用やメンテナンスのしやすさにも配慮した展示構成が必要。

3. 展示テーマに関する意見

- 事務局：「自然と暮らし」「交流」「いのりのかたち」「モノづくり」をテーマにした展示構成案を説明。それぞれに3つのサブテーマを設定し、「自然と暮らし」では旧石器時代から河内湾・生駒山の変遷に伴うくらしの変化、「モノづくり」では原始から現代に至る製造業の歴史や技術の展示など、特に地域固有の産業や技術の発展を学べる展示にすることを検討している。

- 委員：2階の常設展示、特別・企画展示に関しては、学芸員の研究成果が反映される場として強化していく必要があると考える。また、展示内容は学習指導要領を踏まえたものであるか。展示内容が変わるたびに指導要領を再確認する必要がある。
- 委員：展示の一部が常設よりも企画展示向きと感じる。大学や地元の研究機関と連携し、研究・調査結果を反映することで、特定テーマを深く掘り下げられる展示構成が理想的。
- 委員：常設展示における観覧者用ツールの充実を提案。観覧者の学びのサポートになるガイドブックや解説ツールを提供し、特にフィールドミュージアムとして市内各所の紹介と連携を含めた案内方法も検討すべき。
- 委員：「東大阪の自然とくらし」を子どもたちが興味を持って学べる展示にする必要があり、ハザードマップやデジタル展示も活用することで自然災害の歴史と現在の地理的特徴を学べる構成を希望。
- 委員：東高野街道沿いの立地を生かし、かつ「モノづくりのまち東大阪」に即した安全な工具レプリカのハンズオン展示や、産業史に触れられるジオラマ展示も加えるべき。近現代史については商工会議所や産業技術センターと連携し、モノづくりの歴史的背景を取り入れると効果的。
- 委員：小学校見学で扱ってきた「昔のくらし」「大和川の付替え」といった内容を継続し、学習対象となる展示も確保してほしい。
- 委員：東大阪の成り立ちとして新田開発を大半のテーマとするなど、東大阪らしい歴史のストーリーを強く打ち出すことで来館者が歴史に親しみを持てる展示、学校教育にも役立つ展示にしてほしい。また、常設展示では現代の視点を取り入れた歴史展示を提案。例えば、治水工事や新田開発を現代のハザードマップと関連させたり、江戸時代の動きが今にどうつながるかを示す視覚的な展示が効果的ではないか。また、1階の子ども展示に近代の産業や自動車・電車のテーマを取り入れて構成するアイデアもある。

■第4回審議会 委員意見要略

1. 昼食スペースについて

- ・ 委員：学校見学に際し、交流ホールなどのオープンスペースを昼食場所として使用できることが有用。近隣の学校なら昼食は不要だが、遠方の場合は館内での昼食が想定される。
- ・ 委員：オープンスペースでの昼食は他の来館者の迷惑となる恐れがあるため、講義室などの室内空間の方が望ましいのでは。
- ・ 委員：引率側としてはオープンスペースの方が利用しやすいが、一般来館者への配慮も必要なので、パーティションでの区切りがあればさらに良いと考える。

2. ボランティア活動の場所

- ・ 委員：ボランティア活動の一環として、講義室や資料保管場所を活用させてもらえると活動しやすい。
- ・ 委員：地域団体や大学との既存の連携も意識しつつ、新たなボランティア組織を設けるのかも含め、活動場所と連携方法は綿密に検討すべき。
- ・ 事務局：他館の事例を参考にし、団体登録制の運用やスペースの提供を考え、開かれた博物館をめざしたい。

3. 講義室の利用方法

- ・ 委員：講義室を多目的で利用すると、博物館の会議などで利用しづらくなる恐れがある。内部会議専用のスペースも必要ではないか。
- ・ 委員：講義室は毎日講義に使うわけではないため、ボランティア活動や会議などと兼用しても効率的に活用できると考える。
- ・ 委員：奈良国立博物館では会議室が多目的に利用されているため、内部調整に影響が出ている。内部会議専用のスペースは必ず確保する必要がある。

4. 公開承認施設について

- ・ 委員：特別・企画展示室の公開承認施設としての必要性について、早期に確認が必要。
- ・ 委員：公開承認施設として重要文化財を展示する場合、温湿度管理や防犯体制が全館で求められるため、高い基準が必要となる。
- ・ 事務局：公開承認施設の取得に関する条件について、大阪府を通じて文化庁と協議予定。

5. 基本コンセプトのターゲットと表現

- ・ 委員：ターゲット表現を「メイン」「サブ」から「重点」に変更し、高校生・大学生にも来館・参画を促すべき。また、「協働サポーター」の表現も対等で主体的な連携・協働を示すものが望ましい。
- ・ 委員：「自然を制する」など展示テーマの表現を、共存や調和を意識した言葉に変える提案。事務室に救護スペースを確保した方が良いのでは。
- ・ 委員：救護室が事務室から分離されると人手が必要で、パーティションで対応する方が引率者として利用しやすいが、感染症対策などは別途考慮が必要。

6. 博物館の役割とキャッチコピー

- ・ 委員：基本コンセプトに関して、郷土の歴史を学び地域の課題や未来を考える内容を含め、普遍的なメッセージにするとより多くのひとに伝わる。また、九州国立博物館のようなキャッチコピーも考案すると博物館の魅力が増すのではないかと。
- ・ 委員：「学びと遊びの施設」など未就学児も含めた遊び要素を取り入れたキャッチコピーはどうか。
- ・ 委員：地域産業との関連もコンセプトに含んでいただきたい。

7. 新四条図書館・(仮称)こどもセンターとの連携

- 委員：新四条図書館や(仮称)こどもセンターとの連携については、「学びのゾーンとして一体的に捉える」としているが、具体的な連携の方策が既存の博物館の発想からはあまり想像がつかない。

8. 整備予定地の試掘調査結果と今後の影響

- 事務局：整備予定地は縄手遺跡内にあり、試掘により弥生時代の甕棺が発見され、今後の発掘調査の進行次第で建設計画に影響が及ぶ可能性がある。
- 委員：奈良県立万葉文化館のように、今後、遺跡の保存に配慮した設計が求められる場合もある。

■第5回審議会 委員意見要略

1. コンセプト

- 委員：コンセプトは「文化財を守る」ではなく「歴史を受け継ぐ」や「文化財の活用」を重視した表現に変更を希望。また、市民の知る権利と学ぶ権利を保障する文言を加えるべきと提案。
- 委員・事務局：「ジェンダー等多様性を意識した展示」について質問。ジェンダー観に偏りが生じないように、男女の役割表現に固定観念が入らない配慮を説明。

2. 対象年齢層と教育連携

- 委員：幅広い世代を対象にした生涯学習の支援方針の考えに対して、教育普及などの事業方針に「子どもファースト」の理念が含まれていない点を指摘。
- 事務局：「子どもファースト」を基本にしつつも、他の世代も対象とする生涯学習支援方針を示すことを説明。
- 委員：学校教育との連携や事業活動方針の中で、「子どもファースト」の理念をより明確に反映させるため、表記を強調することを提案。

3. 他施設との連携

- 委員：「図書館との連携」に関する記述は、特別・展示企画において関連図書を設置するなど、他施設との相乗効果が期待できるとの意図を含めていることを説明。他の文脈と合わせ、「連携展示を検討する」という表現への調整も提案された。

4. 展示動線と手法

- 委員・事務局：「子どもファースト」の考えを反映した展示手法として、映像やジオラマの導入を検討すべきと意見。展示動線も右回りと左回りにこだわらず、柔軟なコーナー連結を計画。
- 委員：子どもたちはタブレットでQRコードを用いた解説閲覧に慣れているため、デジタル技術を活用した展示を希望。また、動線に沿った順路を案内する方法も必要。
- 委員：「大和川の付替え」の展示にボリュームが不足していると指摘し、地域に関連したジオラマなどを追加する提案があり、企画展示やガイダンスシアターでも工夫する意見が交わされた。

5. 特別・企画展示の方向性

- 委員：特別・企画展示のテーマ案を計画に反映し、全体の展示内容やテーマの網羅を確認できるようにする必要があると意見。
- 事務局：テーマ案が確定的に扱われないよう、今後関係各所と調整しつつ決定する方針を説明。

6. 教育関係と学校連携

- 委員：学校との連携において、出前授業やバス見学受け入れなどの対応を具体的に示すことを希望。
- 事務局：現在も実施中の出前授業を記載。バス見学受け入れの施設計画の検討も行う方針。

7. 施設計画と設備

- 委員：地図に縮尺を入れる要望や、エントランスロビーへのコインロッカー設置の必要性を提案。

8. 館内飲食と空間設計

- 委員：館内飲食の原則禁止の確認と、屋外での飲食に関する検討を提案。

- **事務局**：館内飲食禁止を基本としつつ、晴天時に屋外で飲食できる環境を整える意向で、文化庁の指導を受け、最新見解を再度確認する。

9. 開館に向けた準備

- **委員**：「開館準備スケジュール」について、具体的な計画への記載を提案。
- **委員**：展示手法や展示構想の準備を進めるため、新博物館準備室や展示構想チームの設立といったソフト面での準備スケジュールの追加が必要と指摘。
- **事務局**：ソフト面のスケジュール調整は必要と考えており、審議会の協力を得てスケジュールを確立したい意向。

10. 文化財保護と歴史表現

- **委員**：東大阪市の概要に、文化財保護法の改正を踏まえた内容や、東大阪市の歴史的意義に言及するよう提案。また、市文化財公開施設の現状として鴻池新田会所に触れることを希望。
- **事務局**：鴻池新田会所の記述追加を検討し、フィールドミュージアムとしての意義も含める予定。

■第6回審議会 委員意見要略

1. 各委員の総括

・ 委員：

- ・パブリックコメントで寄せられたご意見を見ても、新博物館に対する熱い思いを持っている市民が多く、審議会での議論だけでなく、東大阪はとても水準の高い議論ができる環境にあると感じる。歴史が非常に身近な環境にあることが、市民の方々の歴史に対する理解の厚さに直結していて、実際に活動をされているひとも多く、博物館への強い期待につながっているのだろう。
- ・大学がたくさんあること、モノづくりのまちであること、歴史的な蓄積があることを、東大阪の特徴として生かしてほしい。地域の特徴を次のまちづくりに生かしていくための博物館づくりが確実にできる環境と市民の力が東大阪にはある。ぜひ実現してほしいと思う。
- ・計画は枠組みであり、中身を具体的に作るための開設準備の取り組みとそれを担うスタッフが重要。専門的な職員の人材確保、立ち上げに向けた準備組織、段取りなどを引き続き進めてほしい。

・ 委員：

- ・基本計画としては一つ固まったといえるが、整備に向けてはここから。自分の関わる館でも大規模リニューアルがついに工事着工するタイミングであるが、昨今の社会情勢による予算面での変動・調整に非常に大きな苦労があった。東大阪市の新博物館もこれから実質的な議論を展開する局面になると思うが、予算獲得の調整も含めて実現に向けた具体的な取り組みを東大阪市には頑張ってもらいたい。

・ 委員：

- ・現状、郷土博物館、埋蔵文化財センターが休館し、市内文化財施設に空白期間ができていることは既存施設を活用していた観光協会やガイドボランティアの立場としても残念ではあるが、新たな博物館についてじっくり考える機会ができたともいえる。
- ・ボランティアの経験と視点から意見を述べさせてもらい、新博物館が新たな市民の活動の場となること、また連携してスキルアップや学びの場になるような視点を盛り込んでいただいた。
- ・市民と一体となりながら博物館を作っていくという意識を強く持った基本計画になったと思う。魅力あるものをみんなで作りあげられる博物館になるようお願いしたい。

・ 委員：

（東大阪市新博物館整備基本計画審議会を終えるに当たって 会長談話を引用）

表題の審議会を終了するあたり、次のステップへ進む前に、すなわち展示計画の実施設計に着手するまでに検討すべき課題について、会長談話として個人的見解を述べたい。

この新博物館構想は、改めて歴史系博物館の再設置をめざし、文化財の保護と活用を通じて、東（枚岡）・中（河内）・西（布施）の三地区合併後の東大阪市内において、市民の歴史認識とアイデンティティーの形成を支援する展示を企画する。また「子どもファースト」の方針に基づき、小学校の社会科教育の補完、すなわち地域の歴史が実物資料を通して学べるといった教育施設としての性格を強化する。以上、二つの理念を常に抱きながら、会長としての責務を果たすべく当審議会に臨んだことを始めに述べておきたい。

次に新博物館の構想としては、ハード面では建築平面プラン、ソフト面では博物館の諸機能の検討が具体的になされ、その輪郭は非常に鮮明で、かつ、かなりのボリュームをもって本基本計画書に記述されている。しかしながら、新博物館設立のソフト面のうち、歴史展示部門の計画については、その核心である展示のストーリーの記載は導入部に止まる傾向があり、具体的な記述は次の展示の実施設計に先送りされた感がある。このことは、前述した三町合併後の地域の歴史を叙述した『東大阪市史』が刊行されず、また地域史研究からの最新情報も入手し

難しいといった状況下にあったことも影響している。しかし、新博物館の所蔵資料のうち、他の博物館にはない、当館を特色付けるものは何か。また大型のジオラマおよび展示映像のシナリオを構想する上で、東大阪市に特化した歴史のストーリーとは何か。という課題に答えるべきものとして、かかる歴史のストーリーは、大きなボリュームをもって輪郭を鮮明にし、基本計画書の中で詳細に書き込むべきではなかったか。この問題の先送りを容認したのは、会長としての力不足ではないか。このことについて痛切な反省の弁をここに記す次第である。いうならば、今回の報告で、建物の平面プランという“身体”と博物館活動の諸機能といった“手足”は見たものの、“顔”（展示内容）が見え難く、また“身体”や“手足”とのバランスも十分に調整しているのか。という懸念が生じるのは否定できないと思う。

以上のことを踏まえて、答申別紙では、展示計画に関する今後の検討方法について、かなり具体的に補足事項を記している。繰り返すと、①歴史展示の現実的かつ具体的プランの検討は、展示手法も含めて、本計画書の作成後も途切れることなく、継続して進めること、②展示構想を深化させるにあたり、リーダー格となるべき専門員の補充と、外部有識者からの指導助言を仰ぐ機会を設け、展示構想プロジェクトを立ち上げるのが好ましいこと、などである。これらは基本計画を答申するにあたり、付帯条件の一つであるという性格を持っている。

併せて、東大阪市に特化した歴史展示のストーリーの叙述が完成し、関係者のあいだで共通認識がなされた上で、展示活動主体の視点から豊かな博物館諸機能との調整を図り、実際の展示空間のデザインが達成できるような展示面積を改めて確保し、建築平面図に反映させるといった経過を踏む必要があると考える。

答申別紙の中で触れた展示に関する事項は、以上に述べた理由から補足されたものであり、より視覚的かつ体験的に楽しめる展示をめざす、といった展示の基本コンセプトの基盤を強化するためのものであることを改めて申し述べる次第である。

関係法令 目次

■博物館法（昭和二十六年十二月一日号外法律第二百八十五号）
改正 令和五年四月一日

■文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）
改正 令和四年六月十七日
※博物館等への言及部のみ抜粋

■文化芸術基本法（平成十三年十二月七日号外法律第百四十八号）
改正 令和元年六月七日
※博物館等への言及部のみ抜粋

■文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律
（令和二年四月十七日号外法律第十八号）
改正 令和六年四月一日
※博物館等への言及部のみ抜粋

■東大阪市立郷土博物館条例（昭和 47 年 11 月 15 日東大阪市条例第 29 号）

■東大阪市立郷土博物館条例施行規則（令和 2 年 3 月 31 日東大阪市規則第 28 号）

■東大阪市立埋蔵文化財センター条例（平成 14 年 9 月 30 日東大阪市条例第 21 号）

■東大阪市立埋蔵文化財センター条例施行規則（令和 2 年 3 月 31 日東大阪市規則第 30 号）

■博物館法（昭和二十六年十二月一日号外法律第二百八十五号）
改正 令和五年四月一日

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

十 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
 - 二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
 - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補となる資格を有する。

- 一 短期大学士の学位（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第十条 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第二章 登録

(登録)

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十二条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
 - 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
 - 三 その他都道府県教育委員会の定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - 三 その他都道府県教育委員会の定める書類

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

（１）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

（２）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

（３）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - 二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 三 第十六条の規定に違反したとき。
 - 四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。
- 3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

- 2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

(規則への委任)

第二十二条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第三章 公立博物館

(博物館協議会)

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十七条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十八条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、

既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。
- 二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

（都道府県教育委員会との関係）

第二十九条 都道府県教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第三十条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
 - 二 都道府県教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）
 - 三 指定都市教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの
- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。
 - 3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。
 - 5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
 - 6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

■文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号） 改正 令和四年六月十七日

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（所有者等以外の者による公開）

第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第五款 重要文化財保存活用計画

（重要文化財保存活用計画の認定）

第五十三条の二 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に必要な経費につ

き補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（第百八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案）

第百八十二条の二 都道府県又は市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。）は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（地方債についての配慮）

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

（文化財保存活用大綱）

第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
 - 四 計画期間
 - 五 その他文部科学省令で定める事項
- 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関

関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（地方文化財保護審議会）

第百九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第四節 文化財保存活用支援団体

（文化財保存活用支援団体の指定）

第百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援団体の業務）

第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

■文化芸術基本法（平成十三年十二月七日号外法律第百四十八号） 改正 令和元年六月七日

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

■文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律
(令和二年四月十七日号外法律第十八号)
改正 令和六年四月一日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化及び観光の振興並びに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業に対する特別の措置その他の地域における文化観光を推進するために必要な措置について定め、もって豊かな国民生活の実現と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文化観光」とは、有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。

- 2 この法律において「文化観光拠点施設」とは、文化資源の保存及び活用を行う施設（以下「文化資源保存活用施設」という。）のうち、主務省令で定めるところにより、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をするとともに、当該文化資源保存活用施設の所在する地域に係る文化観光の推進に関する事業を行う者（以下「文化観光推進事業者」という。）と連携することにより、当該地域における文化観光の推進の拠点となるものをいう。
- 3 この法律において「文化観光拠点施設機能強化事業」とは、文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に資する事業であって、次に掲げるものをいう。
- 一 文化資源保存活用施設における文化資源の魅力の増進に関する事業
 - 二 文化資源保存活用施設における情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業
 - 三 文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の文化資源保存活用施設の利用に係る文化観光に関する利便の増進に関する事業
 - 四 文化資源保存活用施設が保存及び活用を行う文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業
 - 五 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業
 - 六 前各号の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業
 - 七 その他文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に資する事業として主務省令で定めるもの
- 4 この法律において「地域文化観光推進事業」とは、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業であって、次に掲げるものをいう。
- 一 地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業
 - 二 地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の地域における文化観光に関する利便の増進に関する事業
 - 三 地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業
 - 四 国内外における地域の宣伝に関する事業
 - 五 前各号の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業
 - 六 その他文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業として主務省令で定めるもの

■東大阪市立郷土博物館条例（昭和 47 年 11 月 15 日東大阪市条例第 29 号）

（設置）

第 1 条 郷土の文化的遺産を公共の利用に供し、もって市民の教育文化の向上に資するため、本市に博物館を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立郷土博物館

位置 東大阪市上四条町

（事業）

第 3 条 博物館は、次の事業を行う。

- （1） 実物、標本、模写、模型、文献、図書、図表、写真、フィルム等（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示し、並びに利用させること。
- （2） 展覧会、講習会、研究会等を開催すること。
- （3） 博物館資料の鑑査、啓発及び交換展示を行うこと。
- （4） 博物館資料に関する調査研究を行うこと。
- （5） その他市長が必要と認めること。

（観覧料）

第 4 条 博物館において特別の展示をするときは、1 人 1 回につき 200 円の範囲内で市長が定める観覧料を徴収することができる。

（観覧料の減免）

第 5 条 市長は、規則で定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除することができる。

（観覧料の還付）

第 6 条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別利用の許可等）

第 7 条 博物館資料について熟覧、模写、模造、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、その特別利用について条件を付することができる。
- 3 市長は、管理上支障があるときは、第 1 項の許可を受けた者に対して、当該許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

（利用の制限）

第 8 条 第 10 条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、管理上その他指定管理者において博物館の利用を不適当と認めたときは、博物館の利用を拒むことができる。

（損害賠償）

第 9 条 博物館の利用者は、博物館資料又は建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第 10 条 博物館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市長が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第 11 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、博物館の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第 12 条 指定管理者が行う博物館の管理の業務は、次のとおりとする。

- （1） 博物館の維持管理に関すること。
- （2） 第 3 条各号に掲げる事業に関すること。
- （3） 博物館の利用の制限に関すること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（委任）

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から当分の間、博物館を使用することはできない。

■東大阪市立郷土博物館条例施行規則（令和 2 年 3 月 31 日東大阪市規則第 28 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、東大阪市立郷土博物館条例（昭和 47 年東大阪市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 東大阪市立郷土博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、条例第 8 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

（休館日）

第 3 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更し、又は臨時に休館することができる。

- （1）月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たる場合を除く。）
- （2）休日の翌日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合並びに休日に当たる場合を除く。）
- （3）1 月 1 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日まで
- （4）展示準備期間

（観覧料の免除）

第 4 条 条例第 5 条の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- （1）市が主催し、又は正式に招へいた場合
- （2）市立の小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校の児童又は生徒及びこれらを引率する教職員が学習目的のため観覧する場合であつて、市長が認めたとき。
- （3）学術研究を目的とするもので、市長が必要と認めた場合
- （4）前 3 号のほか、公益を目的とするもので、市長が必要と認めた場合

2 観覧料の免除を受けようとする者は、東大阪市立郷土博物館観覧料免除申請書を市長に提出しなければならない。

（特別利用の申請）

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定により博物館資料（条例第 3 条第 1 号に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の特別利用の許可を受けようとする者は、博物館資料特別利用申請書を市長に提出しなければならない。

（博物館内の禁止行為）

第 6 条 博物館内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）博物館資料又は建物、設備、器具等を損傷し、又は汚損すること。
- （2）所定の場所以外において飲食すること。
- （3）火気を使用し、又は喫煙すること。
- （4）騒音、放歌その他他人の迷惑となる行為をすること。
- （5）博物館内を不潔にすること。
- （6）管理上の指示に反する行為をすること。

（資料の貸出し）

第 7 条 博物館資料は、教育的目的又は学術的目的に使用する場合に限り、館外への貸出しを行うことができる。

2 博物館資料の貸出しを受けようとする者は、博物館資料貸出申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、博物館資料の貸出しを許可したときは、博物館資料貸出許可書を交付する。

（細目）

第 8 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

■東大阪市立埋蔵文化財センター条例（平成 14 年 9 月 30 日東大阪市条例第 21 号）

（設置）

第 1 条 埋蔵文化財の調査、研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するため、本市に埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称、位置等）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立埋蔵文化財センター

位置 東大阪市南四条町

2 センターに、愛称を付することができる。

（事業）

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

- （1）埋蔵文化財の発掘調査及び研究に関すること。
- （2）発掘調査等に伴う出土品その他の埋蔵文化財に関する資料（以下「資料」という。）の収集、整理及び保存に関すること。
- （3）資料の展示及び公開に関すること。
- （4）資料に関する体験学習会、講演会等を開催すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（入館の制限等）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2）センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- （3）管理上その他指定管理者において支障があると認めるとき。

（損害賠償）

第 5 条 センターの入館者は、センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第 6 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市長が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第 7 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第 8 条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- （1）センターの維持管理に関すること。
- （2）資料の展示に関すること。
- （3）センターの入館の制限等に関すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（委任）

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から当分の間、センターを使用することはできない。

■東大阪市立埋蔵文化財センター条例施行規則(令和2年3月31日東大阪市規則第30号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立埋蔵文化財センター条例(平成14年東大阪市条例第21号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条 東大阪市立埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の愛称は、発掘ふれあい館とする。

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たる場合を除く。)

(2) 休日の翌日(その日が土曜日及び日曜日に当たる場合並びに休日に当たる場合を除く。)

(3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

(資料の貸出し)

第4条 条例第3条第2号に規定する資料(以下「資料」という。)は、教育的目的又は学術的目的に使用する場合に限り、貸出しを行うことができる。

2 資料の貸出しを受けようとする者は、資料貸出申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、資料の貸出しを許可したときは、資料貸出許可書を交付する。

(センター内の禁止行為)

第5条 センター内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外において飲食をすること。

(2) 喫煙をすること。

(3) 騒音、放歌その他他人の迷惑となる行為をすること。

(4) 館内を不潔にすること。

(5) 管理上の指示に反する行為をすること。

(細目)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

東大阪市立新博物館
整備基本計画
(資料編)

発行日：令和6年11月

発 行：東大阪市

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

電 話：06-4309-3000(代表)